

～ **豊かで住みよいまち**

桔梗が丘を創りましょう ～

平成23年度定時総会



と き 平成 23 年 5 月 7 日 (土)

午後 1 時 30 分

と ころ 桔梗が丘公民館 講 堂

桔梗が丘自治連合協議会

目 次

1. ごあいさつ
2. 定時総会次第
(1) 議案第1号	
平成22年度事業報告及び一般会計決算の承認に関する件
別紙1 平成22年度事業実績報告	
別紙2-1 平成22年度一般会計決算書	
別紙2-2 平成22年度末の積立金残高	
別紙3 平成22年度一般会計及び業務監査報告書	
(2) 議案第2号	
平成22年度公民館事業報告及び会計決算の承認に関する件
別紙4 平成22年度公民館事業報告	
別紙5 平成22年度公民館会計決算書	
別紙6 平成22年度公民館会計決算監査報告書	
(3) 議案第3号	
桔梗が丘自治連合協議会会長及び理事等の承認に関する件
(4) 議案第4号	
平成23年度事業計画及び協議会会計予算の承認に関する件
別紙7 平成23年度各委員会・部会の事業計画(案)	
別紙8 平成23年度協議会会計予算(案)	
(5) 議案第5号	
平成23年度公民館事業計画及び会計予算の承認に関する件
別紙9 平成23年度公民館事業計画(案)	
別紙10 平成23年度公民館会計予算(案)	
3. 参考資料	
(1) 桔梗が丘自治連合協議会組織図
(2) 桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿
(3) 桔梗が丘自治連合協議会関係規定

ごあいさつ

新しい地域づくり組織として、桔梗が丘自治連合協議会が平成 21 年 11 月に設立され、早や 1 年 7 ヶ月が経過しました。

その間、地域福祉協議会も当協議会に統合され、現在の組織は、3 専門委員会（総務・企画運営・広報）と、日常の住民活動を担う 6 事業部会（健康推進・住民交流・教育文化・生活安全・快適環境・地域福祉）があり、皆さまのご提案ご意見を頂きながら、広範囲な活動を進めています。

近年、桔梗が丘地区も高齢化が進み（高齢化率 25.4%）、これに対応出来る福祉政策（自助、共助）と災害時の援護支援をどう進めて行くかが今後の大きな課題です。

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、従来の政策では役に立たない事が反省させられました。一方、今回の災害義援金募集に際し、多数の住民の皆さまにご賛同を賜り厚く御礼申し上げます。

当協議会でも、「自主防災隊組織」を起ち上げるために、現在準備を進めておりますので、近々皆さまにお知らせすることが出来ると存じます。

しかし、いくら規約や書面ができたとしても、日頃の防災訓練や自衛手段が確立していないと災害時には対応できません。

今後は、更に近隣の絆作りを深め、道路を私物化しないマナーの向上等、住民相互扶助関係の進化が求められています。

皆さまには一層の災害に強い街づくり、住み良い街づくりにご協力賜りたいと存じます。

最後に皆さまのご健勝をご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

平成 23 年 5 月 7 日
桔梗が丘自治連合協議会
会長 小澤正弘

定 時 総 会 次 第

1. 開会の辞
2. 会長あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 議 事
 - (1) 総会成立宣言
 - (2) 議長あいさつ
 - (3) 議案第1号 平成22年度事業報告及び一般会計決算の承認に関する件
監事の監査報告後審議、承認の議決
 - (4) 議案第2号 平成22年度公民館事業報告及び会計決算の承認に関する件
監事の監査報告後審議、承認の議決
 - (5) 議案第3号 桔梗が丘自治連合協議会会長及び理事等の承認に関する件

(休憩)
 - (6) 新旧会長あいさつ
 - (7) 議案第4号 平成23年度事業計画及び協議会会計予算の承認に関する件
 - (8) 議案第5号 平成23年度公民館事業計画及び会計予算の承認に関する件
5. 報告事項
 - 地域ビジョン策定の進捗状況について
6. 議長議事終了のあいさつ
7. 閉会の辞
8. 事務連絡

議案第1号 平成22年度事業報告及び一般会計決算の承認に関する件

平成22年度自治連合協議会の主な事業の取組みとその成果報告及び、一般会計の決算報告を別添のとおり行います。

なお、平成23年3月27日及び4月10日に監事により事業及び一般会計決算の監査を受け、適正に執行したことの承認を得ています。

- 別紙1 平成22年度事業実績報告
- 別紙2-1 平成22年度一般会計決算書
- 別紙2-2 平成22年度末の積立金残高
- 別紙3 平成22年度一般会計及び業務監査報告書

別紙1. 平成22年度事業実績報告

委員会:部会 (総務委員会)

平成22年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 総会、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目指す。</p>	<p>(1) 総会の開催 平成22年5月8日(土)午後1時30分から開催され、下記事項が承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成21年度事業及び一般会計決算・監査報告 ② 平成21年度公民館会計決算・監査報告。 ③ 規約等の一部改正 ④ 協議会会長等及び監事の選任 ⑤ 平成22年度事業計画及び一般会計予算 ⑥ 平成22年公民館会計予算 <p>(2) 理事会の定例的開催 (3) 自治連合会の定例的開催 (4) 公民館運営審議会の開催</p>	<p>◎桔梗が丘自治連合協議会としての実質的な初年度である平成22年度において、協議会運営の組織固めを目指した諸会議は、ほぼその目的を達成したものである。</p>
<p>2. 規約、規則、規程等の制定又は改正による協議会運営の充実化と円滑化を図る。</p>	<p>次のとおり、規約等の改正又は制定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 規約の一部改正(地域福祉部会の新設) ② 特別目的積立金に関する内規の制定。 ③ 会計処理規程の改正 ④ 公民館管理運営規程の改正 ⑤ 館長・職員選考委員会設置要綱の制定 ⑥ 桔梗が丘公民館・桔梗が丘南公民館主催講座・主催学級・主催教室等の実施基準の制定。 ⑦ 費用弁償支出規程の制定。 	<p>◎協議会の発足に当たり、規程等を制定したが、その内容に不備があり、新たな規程等の制定の必要性も生じたため、その充実化を図った。それにより、協議会運営体制の整備がほぼ完了した。</p>
<p>3. 協議会の財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。</p>	<p>名張市の財政状況の厳しさを踏まえ、協議会財政の長期的な安定を図るため、次の3点の積立金制度を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 財政調整積立金 	<p>◎今後も、この積立金制度を継続していく必要があると考えている。</p>

<p>4. 指定管理者として、協議会事業と公民館事業との協働を図り、相互の事業の充実化をめざす。</p> <p>5. 協議会事業の成果を高めるため、総務委員会として、2つの事業を実施する。</p> <p>予算額 141,200円</p> <p>予算額 31,200円</p> <p>予算額合計 <u>172,400円</u></p>	<p>500,000円</p> <p>② 自然災害積立金 500,000円</p> <p>③ 車両買換積立金 200,000円</p> <p>公民館運営審議会の審議により、平成23年度において、次の講演会を協働事業として実施することにした。</p> <p>◎福祉先進国の福祉内容に関する講演会。</p> <p>次の2つの事業を実施した。</p> <p>(1) ボランティアに関する研修会</p> <p>① 6月開催(協議会関係者のみ対象) 参加者 95名</p> <p>② 11月開催(協議会関係者と桔梗が丘住民対象) 参加者 41名 講師 中川幾郎(帝塚山大学教授)</p> <p>決算額 142,938円</p> <p>(2) 名張市(特に桔梗が丘)人口構成の将来見通しに関する研修会(協議会関係者と桔梗が丘住民対象) 9月開催 参加者 50名 講師 秋永正人(名張市企画財政部地域経営室室長)</p> <p>決算額 0円</p> <p>決算額合計 <u>142,938円</u></p>	<p>◎公民館運営審議会は、指定管理者制度の中で、協議会と公民館との意思疎通の場として機能しており、協働事業の実施もその成果の一つである。今後も、その役割を維持していく必要がある。</p> <p>◎事業部会の活動を後方から支援すると共に、部会員や桔梗が丘住民への情報の提供と問題提起を目的に企画した。その結果、住民からは、アンケートを通じ貴重な意見を頂戴した。今後ともこのような企画を継続していきたい。今後の課題は、いかに多くの住民に参加していただけるか、その方法を工夫することである。</p>
--	--	---

委員会:部会 (企 画 運 営 委 員 会)

平成 2 2 年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 地域ビジョンの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ビジョン策定委員会の立ち上げ ・ アンケート、提案募集 ・ 地域住民への説明 ・ 先進事例研究 ・ 事業計画への展開 	<p>1. 地域ビジョン策定の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 月 25 日、14 名（一般公募ゼロ、企画運営委員会 6 名＋各部会・委員会 8 名）で発足。10 名の委員が 7 月から 3 月まで 26 回の会合を開催し策定を推進。 ・ 7 月、全戸にアンケートを配布し 9 月に回収 (16,545 枚配布、2,198 枚提出、提出率 13.3%)。 ・ 7 月、桔梗が丘小、桔梗が丘南小、桔梗が丘東小の 5,6 年生。桔梗が丘中、北中、桔梗が丘高校の 2 年生、及び一般に提案を依頼し 9 月に回収。(学校 307 件、一般 86 件の計 393 件の提案) ・ 出来なかった。 ・ 8 月 1 日、講演会とワークショップ開催。62 名参加。 ・ 出来なかった。 	<p>1. 「平成 22 年度内に地域ビジョンを確立し、23 年度以降の事業計画に盛り込む。」という当初の目標は、結果として中間報告のまとめまでとなったが、10 名の委員が、計 75 時間に及ぶ情報整理と討議を重ねたことは、アンケートや提案のより深い分析と、未来の桔梗が丘を創るための高い理想を掲げることに避けては通れないプロセスであったと考える。上滑りでない重みのある地域ビジョンを平成 23 年度の早い時期に地域住民の皆さんに提示したい。</p> <p>また、少しでも目に見える形で実現すべく、23 年度にはパイロット事業に取り組みたい。</p>
<p>予算額合計 <u>450,000円</u></p>	<p>決算額合計 <u>310,969円</u></p>	
<p>2. コミュニティビジネスの検討、情報収集</p> <p>3. 事業部会に対する新規事業の提案</p> <p>4. 事業部会に対する支援</p> <p>5. 事業部会の事業評価システムの検討</p>	<p>2. 出来なかった。</p> <p>3. 出来なかった。</p> <p>4. 出来なかった。</p> <p>5. 出来なかった。</p>	<p>2. から 5. については、今年度地域ビジョンの策定作業に全勢力を傾注したため、いずれも取り組むことが出来なかった。</p>

委員会:部会 (広 報 委 員 会)

平成22年度事業計画	実 績	評価及び反省
1. 他地域における広報誌の内容・編集手法等の研究	名張地区における地域活動の広報誌にて実施。検討の広報誌は、「すずらん台」「百合が丘」等6地域。	・取組むも成果とすべきものは得られなかったが、継続かつ範囲を広げ実施の予定。
2. 情報伝達状況及び情報共有化状況の把握・アンケート等実施の検討	アンケートにより地域住民が望む内容等について実施	・公民館利用者を対象にアンケート実施 ・対象者及びサンプル数が限られているため、一部住民の意見として受け止めたが、要望に沿った広報活動に取り組む。
3. 広報紙編集研修会への参加	広報スキルアップセミナーに参加。 内容:「うまく伝えるコツ」 講師:実吉 威 氏(市民活動センター神戸)	・広報要素の基礎的セミナー ・事実関係を正確に発信することを基本としてきたが、今後の在り方として要素等を編集に活用し検討を行う。
<p>予算額 0円</p>	<p>決算額 2,000円</p>	
4. 「ききょう通信」の発行 ・発行:年6回	(1)「広報誌等編集方針」を策定 (2)発行及び主内容:年間5回 ①6月(第41号) ・平成22年度一般会計予算 ・定時総会 ・「イベントカレンダー」を定型掲載 ②8月(第42号) ・地域ビジョンの策定 ・「地域だより」を定型掲載 ③10月(第43号) ・災害時要援護者支援制度 ④1月(第44号) ・民生児童委員の改選紹介 ・「福祉だより」を定型掲載 ⑤3月(第45号) ・社会福祉協議会紹介 ・地域ボランティア組織の紹介	(1) 広報紙の編集にあたり、広報が負うべき責任等を認識し、その任を果たすべく取り組む。 (2) アンケートの結果に基づき住民要望に応える掲載を検討 ・HPの閲覧状況が少なく「地域だより」及び「福祉だより」を掲載し、地域の活動や福祉活動を掲載 ・「イベントカレンダー」の掲載。 ・紙面の制約等により深く広範な内容には、至っていない。 ・年間6回発行を計画するも、定時総会の掲載の関係で5回の発行に留まる。
<p>予算額 360,000円</p>	<p>決算額 247,275円</p>	

<p>5. ホームページの管理運営</p> <p>予算額 61,000円</p>	<p>・ホームページリニューアル構想計画及びホームページ管理運営規程(内規)を策定し取組み実施。</p> <p>決算額 6,340円</p>	<p>・4月にホームページをリニューアルし、より親しみのある発信媒体を目指す。</p> <p>・更新時に管理体制が不十分な状況でアップしたため、開設後の更新管理に障害をきたし、その責務を果たすことが出来なかった。</p> <p>・新年度に向けて、体制の再構築を行い、広報活動の責務を果たすべく取り組む。</p>
<p>6. その他</p> <p>予算額合計 <u>421,000円</u></p>	<p>(1) 広報委員会活動指針(内規)の策定。</p> <p>(2) 「あなたの桔梗が丘を大募集」を企画するも応募者なく目的達成に至らなかった。</p> <p>決算額合計 <u>255,615円</u></p>	<p>(1) 当委員会の役割等の明確化</p> <p>(2) 企画及び実施段階の検討とPRの不足。</p>

委員会:部会 (健康推進部会)

平成22年度事業計画	実績	評価及び反省
<p>① 敬老の日の行事</p> <p>社会の発展に貢献された老人のご苦勞をねぎらい、長寿を祝い、老人が自ら生活向上の意欲を高め、地域のみんなが地域福祉、高齢者福祉に資することを目的とします。</p> <p>予算額 1,500,000円</p>	<p>実施日平成22年9月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿記念品の贈呈 *70歳と88歳の方に@3,000円の商品券を贈呈、対象者216人 *70歳以上の方にお菓子を手渡す。対象者2,379人 <p>決算額 1,481,958円</p>	<p>区長、自治会長、自治会役員、民生委員が直接、対象者と面会することにより親睦、絆づくり等の面で非常に有意義であった。</p>
<p>② ききょう健康まつり</p> <p>地域の皆様が健康について考え再認識していただき、又暮らしの中で健康作りを考え実践し、いきいきとした桔梗が丘を目指すことを目的とします。</p> <p>予算額 400,000円</p>	<p>実施日平成22年10月31日</p> <p>午前、ウォーキング (美旗古墳の道)</p> <p>午後、健康まつり (歯チェック、健康体力測定、骨密度測定、健脚チェック、名張バリバリ体操、健康茶の試飲、映像で楽しむ昔の桔梗が丘、食べ物ビンゴ大会)</p> <p>決算額 356,738円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングに44名 ・健康まつりに250名の参加あり ・参加者は健康増進や健康管理に意欲的に取り組んでおりよかった。 ・今年は地域のイベントと重なり参加人数が例年より少なかった。
<p>③ ニュースポーツ世代間交流大会</p> <p>スポーツを通じ地域の交流の輪を広げ、明るく活力ある地域社会を推進する、又親子や住民間の親睦及び絆作りを推進する。</p> <p>予算額 50,000円</p>	<p>実施日平成23年3月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドゴルフ ・クロリティー <p>決算額 68,237円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男29人、女20人子ども1人合計50人の参加があり。 ・地域の交流の場ができ、楽しくゲームが出来た。 ・子どもの参加人数が少なかった。
<p>④ 体操会との協働事業</p> <p>各地区で実施されている体操会(ラジオ体操)をより充実させるための協働事業</p> <p>予算額 50,000円</p>	<p>実施日平成22年3月1日～11月30日、午前6時30分より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操第1・第2 ・名張バリバリ体操 ・忍にん体操、等 <p>決算額 39,792円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な体力作りと仲間作りが出来た。 ・夏季は参加人数が多数で体操会が定着してきた。

<p>⑤ ききょう健康講座</p> <p>生活習慣病の予防や暮らしの中でみんなが健康について考え実践していくことをテーマに「ききょう健康講座」を開催して地域の皆様に健康告発を促している。</p> <p>予算額 240,000円</p> <p>予算額合計 <u>2,240,000円</u></p>	<p>ベルフラワー教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドローム予防教室 ・保健師・栄養士による栄養指導 ・講師による筋力アップ体操 ・健康相談 ・保健センター・まちな保健室の協力で実施 ・実施は4月～9月、月2回1日2部制で合計24回 ・10月～3月、月2回で合計12回、年間で合計36回実施 <p>決算額 180,000円</p> <p>決算額合計 <u>2,126,725円</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の見直し、栄養指導によりメタボリックを予防し心と体を元気にした。 ・筋力アップ体操で筋力増進ができた。 ・参加人数 4月～9月1部・2部合せて44人、10月～3月は25人合計69人
--	---	---

委員会：部会（住 民 交 流 部 会）

平成22年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 桔梗が丘夏まつり 子どもから大人まで地域住民が楽しみ親睦を深める目的で実施した。</p> <p>予算額 900,000円</p>	<p>1. 実施日：8月22日（土） 2. 実施内容 1) 模擬店・フリーマーケット（地区、子ども会、地域の各種団体） 2) 盆踊り（花火音頭、炭坑節） 3) パレード（桔梗丘高校吹奏楽部） 4) アトラクション（桔' ザセミナー、早起き体操会、ジャズダンス、フラメンコ、琉真太鼓） 5) 模擬店利用券（200円）</p> <p>決算額 607,706円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天候に恵まれ、多くの地域住民（約1万人）の参加を得て大きな混乱なく終えることができた。 ・シャトルバスの乗車状況を調査した結果、有効に利用されていることが分かった。 ・7回目となる実行委員会による企画・運営が定着してきている。 ・多くの参加を得ているが、その人達に充分満足してもらうために、今後も内容を少しずつ改善するとともに、模擬店に参加しやすいようにしていく必要もある。
<p>2. ハッピーニューイヤー ききょうフェスタ 「ニューイヤーのききょうフェスタ」として位置付け、桔梗が丘住民相互の親睦をはかり、住民参加、住民自身で、まちづくりを推進していこうとする意識を高める目的で実施した。</p> <p>予算額 150,000円</p> <p>予算額合計 <u>1,050,000円</u></p>	<p>1. 実施日：1月8日（土）及び1月10日（祝・月） 3. 実施内容 1) 世界のおもちゃ体験 2) おもしろ科学実験 3) 赤飯・豚汁の振る舞い 4) お菓子屋台村 5) 2番町公園で「どんど」</p> <p>決算額 251,774円</p> <p>決算額合計 <u>859,480円</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピーニューイヤーとして7回目になり、地域に根付いた行事になってきている。 ・小さな子どもたちも安心して参加でき、この行事を楽しみにしている子も見られる。 (参加者320人) ・「どんど」は寒い中での実施であったが、穏やかな天候に恵まれた。用意した300食の豚汁の振る舞いも好評であった。 (参加者250人)

委員会:部会 (教 育 文 化 部 会)

平成22年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 桔' ザセミナー 地域の子どもたちが大人と共に学びながら触れ合う。</p> <p>予算額 224,000円</p>	<p>1. 夏(7・8月)開催について。 料理、科学、囲碁、手芸、よさこいソーラン、太鼓、の6教室を4回開催。参加者は延べ子ども405人、大人9人。 よさこいソーランと太鼓は夏祭りに参加した。</p> <p>2. 冬(12月)開催について。 クリスマスケーキ作り、手芸教室を開催。 参加者は延べ子ども30人</p> <p>決算額 190,875円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度から手芸が加わり参加者が増加した。 ・多くのボランティアの方のご協力をいただき成功した。 ・冬の科学教室は応募者が「0」だった。次年度の対策を検討する。
<p>2. こころの思い発表会 小中学生の「こころの思い」作文発表を地域の皆さんに聞いていただく。 地域の子どもを、地域で守り育てる。</p> <p>予算額 80,000円</p>	<p>開催日時 10月23日(土)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桔小、東小、南小、桔中、北中から各3名、合計15名が発表。 ・要約筆記を採用した。 ・桔中、北中の吹奏楽部の演奏会 ・作文を冊子にして配布。 ・参加者は250名 <p>決算額 84,775円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の地域の方に聞いていただいた。 ・毎年楽しみにしている方がいる。 ・子どもたちが元気に発表し、感動を与えてくれた。 ・要約筆記は好評であった。(但し、事前の原稿提出が必要) ・桔中も吹奏楽になり好評。 ・毎日新聞に掲載された。
<p>3. ふるさと歴史ハイキング 地域の大人と子ども間の交流を図りながら、地域の歴史を学び、ふるさとを愛する心を育てる。</p> <p>予算額 40,000円</p>	<p>開催日時 11月6日(土)</p> <p>コース 伊賀神戸駅～壬申の乱の道～神戸神社～城之越資料館</p> <p>参加者 68人</p> <p>決算額 30,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天気が快晴、ハイキング日和。 ・多数の参加があった。 ・4番町の婦人会が参加。 ・講師の説明がよく聞けるように対応。
<p>4. 研修会の実施 部会員のスキルアップを図るために実施。</p>	<p>開催日時 2月17日(木)</p> <p>朝日町: 歴史博物館 川越町: 川越電力発電所</p> <p>※経費は総務費の研修費より支出。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市のバスを利用して、部会員相互の信頼関係を高め、また共に学ぶ機会となり有意義な研修となった。
<p>5. 私の一冊文庫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第3土曜日「桔梗が丘サロ 	<ul style="list-style-type: none"> ・意義のある事業でした。

<p>予算額 16,000円</p> <p>予算額合計 <u>360,000円</u></p>	<p>ン」で定例開催。絵本と本の読み聞かせ。</p> <p>決算額 16,000円</p> <p>決算額合計 <u>321,650円</u></p>	<p>・通信を発行した。</p>
---	--	------------------

委員会:部会 (生活安全部会)

平成22年度事業計画	実績	評価及び反省
<p>1. 普通救命講習会</p> <p>予算額 10,000円</p>	<p>5月23日(日)16人 12月11日(日)18人の2回実施した。</p> <p>決算額 534円</p>	<p>・実施直前の取り止めが多い。 ・関心がまだ薄い。</p>
<p>2. AEDレンタル セコム三重株</p> <p>予算額 61,740円</p>	<p>レンタル料 (桔梗が丘公民館)</p> <p>決算額 61,740円</p>	<p>・講習会での訓練が自信となっている。</p>
<p>3. 青色回転灯(防犯)パトロール 桔梗が丘防犯クラブからの引き継ぎ事業として実施した。</p> <p>予算額 63,260円</p>	<p>桔梗が丘防犯パトロール隊として、青色回転灯装着車2台で実施。</p> <p>・ガソリン代 15,000円 ・傷害保険 3,810円 ・ベスト(10人分) 28,875円 ・ステッカー(5枚) 22,575円</p> <p>決算額 70,260円</p>	<p>22年7月から引き継いで毎月4回、1回1時間、桔梗が丘地区内を巡回している。現在の隊員は6人、あと4人を確保し、次年度からは10人体制としたい。</p>
<p>4. 命の笛の贈呈</p> <p>予算額 15,000円</p>	<p>地域内の3小学校の新入生に贈呈。(旧桔梗が丘地区社会福祉協議会の事業を引き継ぎ)</p> <p>決算額 12,725円</p>	<p>平成23年4月に3小学校の入学児童等に贈呈した。</p>
<p>5. 桔梗が丘マップの危険箇所の解消・改善に取り組みを推進しまとめる。</p> <p>予算計上無し</p>	<p>各区長、自治会長等の協力により、かなりの部分解消・改善している。</p>	<p>今後も解消・改善に協力をお願いしたい。</p>
<p>6. 災害時要援護者支援体制をサポート</p> <p>予算計上無し</p>	<p>平成22年9月26日、自主防災隊検討委員会を立ち上げ、この問題を含む、自主防災全体について検討をした。(委員13人)</p>	<p>自主防災隊の活動を早期に始める準備中。各地区の協力をお願いしたい。</p>
<p>予算額合計 <u>150,000円</u></p>	<p>決算額合計 <u>145,259円</u></p>	

委員会:部会 (快 適 環 境 部 会)

平成22年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 桔梗が丘クリーン作戦</p> <p>予算額 30,000円</p>	<p>実施日:平成22年5月16日(日) 名張市主催の「クリーン大作戦2010」に参加、街の美化に貢献した。</p> <p>参加者総数:250人(団体参加3番町、5番町、個人参加38人)</p> <p>決算額 46,800円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が増したが、団体参加が増えたことが大きな要因である。 ・美化啓発活動として定着している。 ・個人参加者への清掃コースと時間の徹底を図りたい。
<p>2. ホタル観賞会</p> <p>予算額 30,000円</p>	<p>実施日:平成22年6月12日(土) 南公民館で事前学習の後、南小学校側のシャックリ川でゲンジボタルを観賞した。</p> <p>参加者:大人77人、子ども70人</p> <p>決算額 18,256円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守る大切さを、ホタルの光を楽しみながら実感した人も多かった。参加者が多く夜間なので安全対策を一層進めたい。
<p>3. バードウォッチング</p> <p>予算額 20,000円</p>	<p>実施日:平成23年1月9日(日) 10号公園と西徳明池で実施。身近に生息する小鳥やカモ類などの渡り鳥を観察した。</p> <p>参加者:35人</p> <p>決算額 11,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・桔梗が丘は、名張市で最も人家近くに生息するカモ類など野鳥たちを観察できる場所であり、参加者は住環境の豊かさを認識した。一層多くの人々が野鳥に親しみ自然を楽しんでもらいたいと考えている。
<p>4. グリーンカーテン運動</p> <p>予算額 70,000円</p>	<p>実施日:平成22年5月9日(日) 940株のゴーヤ苗を希望する家庭(約350人)と小学校、公民館など4箇所の公共施設に配布し、緑のカーテン事業を行った。9月10日~30日には「我が家のゴーヤ写真展」を公民館で行った。</p> <p>決算額 52,380円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止の啓発運動として始めたものであるが、ゴーヤ栽培を楽しみ、緑のカーテンで夏の省エネに貢献した家庭も多かった。1家庭当たりの配布数などを検討し、来年度も実施したい。
<p>予算額合計 <u>150,000円</u></p>	<p>決算額合計 <u>128,436円</u></p>	

委員会:部会 (地 域 福 祉 部 会)

平成22年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 高齢者・障がい者への友愛訪問</p> <p>予算額 50,000円</p>	<p>・毎月1回、第3金曜日「陽だまり」を持参して訪問。1回700枚～710枚、年間8,700枚</p> <p>決算額 29,428円</p>	<p>・各戸へ出来るだけ声をかけ安否を確認している。</p>
<p>2. 年末の友愛訪問</p> <p>予算額 200,000円</p>	<p>・75歳以上の一人暮らし世帯。 ・75歳以上の高齢者のみ世帯 ・重度の寝たきりや認知症の方のいる世帯 ・特に見守りの必要な世帯へプレゼントを持参して訪問。プレゼントの品はサランラップとチョコレートを配付した。</p> <p>決算額 181,035円</p>	<p>・年に一度のプレゼントを心待ちにして待っている。 ・お礼の言葉と笑顔がなりよりでした。今後も継続していく。</p>
<p>3. 高齢者のつどい</p> <p>予算額 200,000円</p>	<p>・5月30日(日)、地域の80歳以上の方のつどい。</p> <p>参加者：高齢者 148名 自治会(区)長 16名 民児協 28名</p> <p>・参加者の会費を1人500円</p> <p>決算額 200,000円</p>	<p>・民児協との協働事業として実施。事業費の不足分を民児協より支出。18,716円</p>
<p>4. いきいきサロン</p> <p>予算額 420,000円</p>	<p>・地域内の14箇所で開催。</p> <p>・年間の参加者が1,400人の予定数を上回るほど、各地域充実してきた。予算額も上回ることになる。</p> <p>決算額 521,700円</p>	<p>・近隣の絆づくりであり、サロンの内容も年々充実している。</p>
<p>5. グループホーム交流会</p>	<p>・11月14日(日)地区内の7箇所のグループホームとの交流会を実施した。障がい者25人、ワーカー7人、育成園職員10人、民生委員23人の合計68人が参加した。</p>	<p>・民児協と協働で実施。各グループと共通の課題を話し合う場として有効であった。</p>

<p>予算額 30,000円</p> <p>6. 赤ちゃん、ちびっ子なかよし広場</p>	<p>決算額 30,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、第3火曜日に未就園児とその母親が参加。 ・参加者：毎回約50名 	<ul style="list-style-type: none"> ・手造りや、持ち寄りの品で工夫して楽しくしている。 ・児童の虐待の防止にも役立っている。
<p>予算額 30,000円</p> <p>7. 地域高齢者への配食と見守りの協働事業</p>	<p>決算額 30,000円</p> <p>「いこい」「友～友」の2グループの配食事業との協働事業として実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の育児相談、友達づくりにも役立っている。 ・2グループとも、配食利用の希望者が増えている。 ・声掛けや、見守り活動を兼ねての配達は大変意義のある事業。
<p>予算額 60,000円</p>	<p>決算額 60,000円</p>	
<p>予算額合計</p> <p><u>990,000円</u></p>	<p>決算額合計</p> <p><u>1,052,163円</u></p>	

別紙2-1. 平成22年度一般会計決算書

平成22年度一般会計決算書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

収入の部

(単位：円)

項	目	予算額	決算額	比較	備考
1 会費	会費	1,000,000	998,200	△ 1800	地区会費
2 交付金	1 名張市交付金基本	5,547,000	5,547,000	0	ゆめづくり交付金
	2 〃 (加算額)	5,848,750	5,848,750	0	コミュニティ活動費
	3 〃 (特別交付金)	100,000	200,000	100,000	地域ビジョン策定費
	4 市社協交付金	620,000	625,170	5,170	名張市社会福祉協議会
	小計	12,115,750	12,220,920	105,170	
3 補助金	市社協補助金	197,000	250,900	53,900	メニュー サロン
4 雑収入	雑入	10,000	21,737	11,737	
5 繰越金	前期繰越金	5,879,972	5,879,972	0	
合 計		19,202,722	19,371,729	169,007	

支出の部

(単位：円)

項	目	予算額	決算額	比較	備考
1 総務費	1 事業費	180,000	142,938	△ 37,062	研修会費用
	2 補助金	0	0	0	
	3 報酬報償費	500,000	336,400	△ 163,600	実費弁償費等
	4 会議費	250,000	198,980	△ 51,020	総会資料印刷費
	5 研修費	300,000	18,636	△ 281,364	各種研修費
	6 防犯防災費	200,000	200,000	0	桔梗消防班
	7 備品購入費	200,000	0	△ 200,000	
	8 事務費	600,000	541,586	△ 58,414	コピー 印刷費 事務経
	9 雑費	100,000	29,092	△ 70,908	
	小計	2,330,000	1,467,632	△ 862,368	
2 企画運営費	事業費	450,000	310,969	△ 139,031	地域ビジョン策定費
3 広報費	事業費	421,000	255,615	△ 165,385	ききょう通信 HP
4 健康推進費	1 事業費	740,000	644,767	△ 95,233	健康まつり 健康講座
	2 繰出費	1,500,000	1,481,958	△ 18,042	敬老の日行事
	小計	2,240,000	2,126,725	△ 113,275	
5 住民交流費	1 事業費	150,000	251,774	101,774	ハッピーニューイヤーフエスタ
	2 繰出費	900,000	607,706	△ 292,294	桔梗が丘夏まつり
	小計	1,050,000	859,480	△ 190,520	
6 教育文化費	事業費	360,000	321,650	△ 38,350	桔' ずセミナー等
7 生活安全費	事業費	150,000	145,259	△ 4,741	AED 防犯パトロール
8 快適環境費	事業費	150,000	128,436	△ 21,564	地球温暖化防止対策・ グリーン大作戦
9 地域福祉費	事業費	990,000	1,052,163	62,163	いきいきサロン
10 積立金	1 財政調整積立金	500,000	500,000	0	
	2 自然災害積立金	500,000	500,000	0	
	3 車両買換積立金	200,000	200,000	0	
	小計	1,200,000	1,200,000	0	
11 予備費		1,000,000	0	△ 1,000,000	
12 コミュニティ活動費		5,848,750	5,848,750	0	
次期繰越金		3,012,972	5,655,050	2,642,078	
合 計		19,202,722	19,371,729	169,007	

別紙2-2. 平成22年度末の積立金残高

平成23年3月31日現在

1. 財政調整積立金

(単位:円)

項目	金額	適要
繰越金	0	
繰入金	500,000	
雑収入	0	
合計	500,000	平成23年度へ繰越

中京銀行桔梗が丘出張所 普通預金

2. 自然災害積立金

(単位:円)

項目	金額	適要
繰越金	0	
繰入金	500,000	
雑収入	0	
合計	500,000	平成23年度へ繰越

中京銀行桔梗が丘出張所 普通預金

3. 車両買換積立金

(単位:円)

項目	金額	適要
繰越金	401,184	平成21年度積立金残高
繰入金	200,000	
雑収入	89	普通預金利息
合計	601,273	平成23年度へ繰越

中京銀行桔梗が丘出張所 普通預金

別紙 3. 平成 22 年度一般会計決算及び業務監査報告書

平成 23 年 4 月 10 日

桔梗が丘自治連合協議会
会 長 小 澤 正 弘 様

監 事 東 和 伯
同 田 合 豪

平成 22 年度一般会計決算監査及び業務監査結果について(報告)

桔梗が丘自治連合協議会規約第 87 条及び 88 条の規定に基づき、平成 22 年度の定期監査を行ったので、その結果を下記の通り報告します。

記

1. 監査実施日

平成 23 年 3 月 27 日 (土) 業務監査 午前 10 時 30 分
(於) 桔梗が丘公民館 202 号室
平成 23 年 4 月 10 日 (日) 会計監査 午後 2 時 00 分
(於) 桔梗が丘公民館 102 号室

2. 監査の結果

- (1) 一般会計決算について、出納帳及び会計帳簿の関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。
- (2) 自治連合協議会の活動については、すべての委員会、部会とも、多岐にわたる事業を計画し、充実した活動に取り組まれたことを高く評価します。
今後はさらに住民が参加し易い活動を目指して頂きたい。

以上

議案第2号 平成22年度公民館事業報告及び会計決算の承認に関する件

平成22年度の公民館事業報告及び会計の決算報告を別添のとおり行います。

なお、平成23年4月10日に監事により公民館会計決算の監査を受け、適正に執行したことの承認を得ています。

別紙4 平成22年度公民館事業報告

別紙5 平成22年度公民館会計決算書

別紙6 平成22年度公民館会計監査報告書

別紙4. 平成22年度公民館事業報告

桔梗が丘公民館・南公民館開設学級・教室・講座

学級・教室

学級・教室の名称	開設数	参加者数	主たる学習目標・内容	
桔梗グリークラブ	96回	1944人	男性コーラスを通じて音楽に親しみ、コミュニケーションを図ることを目的とした。	男性の音楽学習
IT講習	24回	204人	デジタルカメラの写真の加工技術を習得し、楽しいオリジナル作品づくり、展示会も開催した。	男女学級
スイーツ・スイーツ	5回	130人	名張市内のケーキ屋さん講師を依頼。手軽に出来る本格的なケーキづくりを楽しんだ。	女性学級
シニアクラス・はな	9回	247人	健康・身近な話題・手作り・館外学習 映画鑑賞などを実施。	高齢者学級
詩書を楽しむ会	21回	302人	書を楽しく学びながら、墨書する。展示会も。	男女学級
タッチ・ザ・サイエンス	10回	520人	小学生に身近な科学遊びを通じて、科学に興味を持ってもらう目的で開催。参加者も多く好評。	小学生教室
活男厨房	4回	87人	男性の料理教室として開催。	男性教室
布ぞうり講習会	2回	76人	古い布を有効利用して、布ぞうりを作った。	男女学級
しめ縄づくり	1回	38人	お正月用のしめ縄づくりを学んだ。	男女学級
遊友楽学講座	16回	332人	暮らしの書道、大人の科学教室	高齢者学級

講座

講座の名称	開催数	参加者数	主たる内容
夏期大学講座	4回	378人	7/10(土)「ふるさとの文学歴史」 奥西 勲氏 7/17(土)「福祉」 森下 達也氏 7/31(土)「音楽・環境」 波多野 みち子氏 8/7(土)「人権学習」 河野 義行氏
(行事)			
グリークラブ コンサート	1回	250人	12月23日(日)5周年記念のコンサートを開催。盛大であった。
ロビーコンサート	5回	200人	昼、色々なジャンルの方のコンサートを開催。 (例)箏曲、ハーモニカ、女性コーラス、オカリナ、ギター演奏
プチコンサート	1回	180人	市内の高校、中学校の音楽関係クラブの演奏会。 (参加校)名張高校、名張西校、名張桔梗丘高校 名張中学校、桔梗が丘中学校、北中学校
映画鑑賞会	3回	300人	大人から子どもまで楽しめる映画鑑賞会を実施

別紙5. 平成22年度公民館会計決算書

平成22年度公民館会計決算書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

収入の部

(単位：円)

項	目	予算額	決算額	比較	備考
1	交付金				
	委託交付金	14,902,000	14,902,000	0	
2	使用料				
	1 公民館使用料	2,900,000	3,220,395	320,395	
	2 コピー使用料	280,000	373,708	93,708	
	小計	3,180,000	3,594,103	414,103	
3	雑収入	50,000	180,348	130,348	自販機電気代 預金利息等
4	繰入金	0	0	0	
5	繰越金	5,445,381	5,445,381	0	前年度繰越金
	合計	23,577,381	24,121,832	544,451	

支出の部

(単位：円)

項	目	予算額	決算額	比較	備考
1	人件費				
	1 給与費	9,300,000	8,594,625	△ 705,375	館長・事務局職員給料
	2 社会保険料	100,000	79,243	△ 20,757	雇用保険料
	小計	9,400,000	8,673,868	△ 726,132	
2	管理費				
	1 消耗品費	500,000	497,579	△ 2,421	事務用品・消耗品・雑品費
	2 燃料費	10,000	0	△ 10,000	
	3 光熱水費	3,530,000	3,268,266	△ 261,734	電気・ガス・上下水道費
	4 修繕料	400,000	313,105	△ 86,895	
	5 電話料	240,000	216,489	△ 23,511	
	6 委託手数料	2,000,000	1,874,035	△ 125,965	法定点検保守料等
	7 備品購入費	500,000	717,943	217,943	パソコン
	8 使用料及び賃借料	580,000	423,739	△ 156,261	ケーブルTV・リース料等
	9 車両費	190,000	169,964	△ 20,036	ガソリン・自動車保険料
	小計	7,950,000	7,481,120	△ 468,880	
3	運営費				
	1 報償費	550,000	400,000	△ 150,000	講師料
	2 旅費	30,000	4,477	△ 25,523	出張旅費
	3 印刷製本費	150,000	113,322	△ 36,678	情報誌印刷代
	4 郵便料	90,000	75,730	△ 14,270	はがき・切手代等
	5 雑費	100,000	85,252	△ 14,748	会費他
	小計	920,000	678,781	△ 241,219	
4	事業費	750,000	748,542	△ 1,458	夏期大学講座 プチコンサート他
5	消費税	432,000	444,600	12,600	
6	予備費	1,000,000	0	△ 1,000,000	
	次期繰越金	3,125,381	6,094,921	2,969,540	次年度へ繰越
	合計	23,577,381	24,121,832	544,451	

別紙6. 平成22年度公民館会計決算監査報告書

平成23年4月10日

桔梗が丘自治連合協議会

会長 小澤 正弘 様

監事 東 和伯

同 田 合豪

平成22年度公民館会計決算監査結果について（報告）

桔梗が丘自治連合協議会規約第87条及び88条の規定に基づき、平成22年度の定期監査を行ったので、その結果を下記の通り報告します。

記

1. 監査実施日

平成23年4月10日（日） 会計監査 午後 2時00分

（於）桔梗が丘公民館 102号室

2. 監査の結果

公民館会計決算について、出納帳及び会計帳簿の関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

以上

議案第3号 桔梗が丘自治連合協議会会長及び理事等の承認に関する件
(候補者名簿)

	役職名	氏名	備考
1	会長	※辻森 保蔵	自治連合会代表幹事
2	副会長	大垣 孝彦	自治連合会副代表幹事／第2ブロック幹事 総務委員長
3	〃	梅本 久子	地域福祉部会長
4	理事	※河合 進	自治連合会第1ブロック幹事
5	〃	※上田 博	自治連合会第3ブロック幹事
6	〃	※小幡 正廣	自治連合会第4ブロック幹事
7	〃	※阪本 忠士	企画運営委員長
8	〃	野邊 薫	広報委員長
9	〃	高槻 茂夫	健康推進部会長
10	〃	廣岡 貞之	住民交流部会長
11	〃	竹原 啓子	教育文化部会長
12	〃	吉野 孝司	生活安全部会長
13	〃	加納 康嗣	快適環境部会長
14	〃	森永 憲二	桔梗が丘公民館長・南公民館長
15	〃	山中 晃	事務局長
16	〃	※松村 勲	事務局次長
17	監事	東 和伯	
18	監事	田合 豪	

※印の各氏は本年度より就任し、任期は自治連合協議会規約第30条の規定により平成24年度定時総会迄となります。

議案第4号 平成23年度事業計画及び協議会会計予算の承認に関する件

平成23年度事業計画及び協議会会計予算を別紙のとおり定めます。

桔梗が丘自治連合協議会の運営は、豊かで住みよい街「桔梗が丘」を創造するため、取り組むべき課題は山積しています。

地域住民の皆さんの一人でも多くの参画を得て、各部会の活動の充実強化に努めます。

別紙7 平成23年度各委員会・部会の事業計画（案）

別紙8 平成23年度協議会会計予算（案）

別紙7. 平成23年度各委員会・部会の事業計画（案）

委員会:部会（総務委員会）

平成23年度事業計画の内容	予算額の明細
1. 総会、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目指す。 2. 規約、規則、規程等の制定又は改正により、協議会の充実化と円滑化を図る。 3. 協議会財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。 4. 指定管理者として、協議会事業と公民館事業との協働を図り、相互の事業の充実化を目指す。 5. 協議会事業の成果を高めるための後方支援として、次の3つの事業を実施する。	予算計上無し 予算計上無し 予算計上無し 予算計上無し
1) まちづくりに成功している市町村の具体的事例の講演会 ① 日時：平成23年5月22日（日） ② 場所：桔梗が丘公民館 ③ 講師：岩崎恭典氏（四日市大学総合政策学部教授）	予算額 80,600円 講師謝礼 50,000円 資料代等 10,600円 交通費等 20,000円
2) まちづくりに成功している市町村の具体的事例の視察 ① 日時：平成23年6月12日（日） ② 視察地：滋賀県彦根市、長浜市(予定) ③ 参加者：自治連合協議会の希望者	(予算額 58,000円) (高速代等 20,000円) (昼食代 28,000円) (雑費 10,000円) ※「研修費」で支出予定
3) 福祉先進国の福祉内容に関する講演会（公民館と協働） ① 日時：平成23年10月2日(日) ② 場所：桔梗が丘公民館 ③ 講師：守本友美氏（皇学館大学社会福祉学部教授）	予算額 55,600円 講師謝礼 25,000円 ※公民館と折半負担 資料代等 10,600円 交通費等 20,000円
予算額合計	<u>136,200円</u>
6. 協議会全体の関係予算	
1) 費用弁償費	予算額合計 <u>400,000円</u>
2) 会議費	予算額合計 <u>250,000円</u>
3) 研修費（協議会の委員会・部会での実施分）	予算額合計 <u>300,000円</u>
4) 防犯防災費（名張市消防団蔵持分団桔梗が丘班）	予算額合計 <u>400,000円</u>
5) 備品購入費	予算額合計
	<u>1,000,000円</u>
6) 事務費（コピー、事務経費）	予算額合計 <u>600,000円</u>
7) 雑費	予算額合計 <u>100,000円</u>

委員会:部会 (企 画 運 営 委 員 会)

平成23年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. 地域ビジョンの啓蒙・浸透</p> <p>1) 地域ビジョンのパンフレット作成・配付</p> <p>2) 地域ビジョン説明会の開催</p> <p>3) 地域ビジョンパイロット事業の推進 空き店舗パブやガレージベンチ、市民農園、お助け隊、などを試 行事業として取り組む</p>	<p>予算額 180,000円</p> <p> 正式版 120,000円</p> <p> ダイジェスト版 60,000円</p> <p>予算額 50,000円</p> <p> ポスター 8,000円</p> <p> チラシ 24,000円</p> <p> 資料代他 18,000円</p> <p>予算額 120,000円</p>
<p>2. コミュニティービジネスの検討、情報収集</p> <p>3. 事業部会に対する新規事業の提案</p> <p>4. 事業部会に対する支援</p> <p>5. 事業部会の事業評価システムの検討</p>	<p>予算計上なし</p> <p>予算計上なし</p> <p>予算計上なし</p> <p>予算計上なし</p>
	<p>予算額合計 <u>350,000円</u></p>

委員会:部会 (広 報 委 員 会)

平成23年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. 広報全般における事業</p> <p>1) 広報及び広聴活動に関する事業</p> <p>① 自治連合協議会活動における広報活動のレベルアップと広報伝達の効率的及び効果的方法の研究。</p> <p>② 広聴手法の研究。</p> <p>③ 双方向コミュニケーションの研究。</p> <p>2. 事業年度内計画</p> <p>① 主要施策に対する事業内容等の広報の実施。</p> <p>② 協議会活動のみならず、地域内における重要施策や動向の広報の実施。</p> <p>③ 地域の話題等広範にわたる内容と視覚を重視した広報活動。</p> <p>④ 昨年度の事業として計画するも、未着手事項の継続取り組み。</p> <p>・HPによる双方向コミュニケーションの試験的实施の検討。</p> <p>・広報広聴モニター設置の研究。</p> <p>・広報の企画内容について、住民の意向の反映方策の検討。 (投書箱。意見窓口の設置の研究)</p> <p>1) 関連事業事項</p> <p>① 情報伝達状況及び情報共有化状況の把握を継続。(アンケートにより、住民の「ききょう通信」の広報手法確認済)</p> <p>② 他地域の広報活動の調査及び広報活動の研修会への参加を行ったが、今後も継続実施。</p> <p>2) 「ききょう通信」の発行</p> <p>① 自治連合協議会における広報活動</p> <p>② 各戸配付による隔月発行の継続実施 (発行は6. 8. 10. 1. 3月の年間5回)</p> <p>③ 紙面づくりを常に検討し、創意と工夫をより高め、広報の責務と広報レベルの向上を図る。</p> <p>3) 「ホームページ」の管理運営</p> <p>① 自治連合協議会における広報活動。</p> <p>② 更新運営の管理体制の構築を早期に進める。(目標5月)</p> <p>③ 地域住民を「情報の受け手」と位置づけて、活動の「結果報告」と行事予定等の「お知らせ」の広報に留まっている現状から脱皮させ、地域住民との対話や広聴の視点による広報活動が求められている。そこでHPの有効活用を図ることが重要である。</p>	<p>予算計上無し</p> <p>予算額 282,000円</p> <p>予算額 40,000円</p> <p>予算額合計 322,000円</p>

委員会:部会 (健康推進部会)

平成23年度事業計画の内容	予算額の明細
<p>1. 敬老の日の行事 (目的) 永年、社会の発展に貢献された老人のご苦労と長寿を祝い、老人自ら生活向上意欲を高めると共に地域のみんが高齢者福祉と地域福祉に資することを目的とします。 (内容) 1) 70歳と88歳の方に長寿記念品を贈呈 2) 70歳以上の方に記念品を配布。</p>	<p>予算額 1,650,000円</p> <p>1) 長寿記念品 275人×3,000円= 825,000円 2) 記念品 2,450人×330円= 808,500円 3) 予備費 16,500円</p>
<p>2. ききょう健康まつり (目的) 地域のみなさまが健康について考え再認識していただき、又暮らしの中で健康作りを考え実践し、いきいきとした桔梗が丘を目指すことを目的とします。 (内容) 1) ウオーキング 2) 健康まつり *歯医者さんの歯チェック *あなたの健康度を測定 *高齢度チェック *骨チェック *名張バリバリ体操 *ゆっくりお茶でもどうぞ *栄養たっぷり食べ物ビンゴ大会、等</p>	<p>予算額 400,000円</p> <p>1) ウオーキング参加賞 25,000円 2) 健康体力測定器一式レンタル 90,000円 3) インストラクター派遣 40,000円 4) 超音波骨密度測定器レンタル 40,000円 5) お手伝い昼食費 50,000円 6) ビンゴ大会景品 70,000円 7) 用紙、雑品、事務用品 65,000円 8) 予備費 20,000円</p>
<p>3. ニュースポーツ世代間交流大会 (目的) スポーツを通じ地域の交流の輪を広げ明るく活力のある地域社会を推進する。又、親子や住民間の親睦及び絆作りを推進する。 (内容) 1) グラウンドゴルフ 2) クロリティー 3) ペタンク 4) カローリング 等</p>	<p>予算額 60,000円</p> <p>1) 景品 30,000円 2) チラシ、ポスター等 25,000円 3) 予備費 5,000円</p>
<p>4. 体操会との協働事業 (目的) 各地区で実施されている体操会(ラヂオ体操)をより充実させるため協働事業</p>	<p>予算額 30,000円</p> <p>1) 夏休み小学生児童の皆勤賞、参加賞などの景品、等</p>

<p>期間 3月1日～11月30日午前6時30分から</p> <p>場所 桔梗が丘小学校グラウンド</p> <p>(内容) 1) ラジオ体操第1・第2 2) 名張バリバリ体操 3) 忍にん体操、等</p> <p>5. ききょう健康講座</p> <p>(目的)生活習慣病の予防や暮らしの中でみんなが健康について考え実践していくことをテーマに「ききょう健康講座」を開催して地域の皆様に健康啓発を促していく。</p> <p>(内容) 1) ベルフラワー教室(まちの保健室の協力で実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> *メタボリックシンドローム予防教室 *保健師・栄養士による栄養指導 *講師による筋力アップ体操 *健康相談など行う *1部は4月～9月、月2回合計12回 *2部は10月～3月、月2回合計12回 <p>2) 楽しい健康づくり講座</p> <ul style="list-style-type: none"> *名張市健康支援室(保健センター)主催の健康講座の内容を地域の皆様に発信する <p>3) 広報紙を発行する(回覧)。</p> <ul style="list-style-type: none"> *健康に関する情報を記載する *月1回発行する。 <p>6. 名張市健康支援室(保健センター)主催の健康講座への参加</p> <p>(目的)介護予防、生活習慣病を予防する具体的な実践的な生活習慣について学び、自身の生活を振り返り楽しく健康作りに取り組み、地域の皆様に介護予防・健康づくりを発信する。</p> <p>(内容) 1) 開催日数延べ 5日 2) 参加予定人数 5人</p>	<p>予算額 200,000円</p> <p>1) 講師料@6,000円×24回=144,000円 2) 予備費 56,000円</p> <p>予算額 20,000円</p> <p>1) 交通費 @200円×5日×5人=5,000円 2) 参加費(実習の実費)@1,000円×5人=5,000円 3) 予備費 10,000円</p> <p>予算額合計 <u>2,360,000円</u></p>
--	---

委員会:部会 (住 民 交 流 部 会)

平成23年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. 桔梗が丘夏まつり (目的) 子どもから大人まで地域住民が楽しみ、親睦を深める夏まつりを行う。 (期待する効果) 地域住民の方々が模擬店や盆踊りに中心となって参加することにより、地域住民同士又祭に来てくれる人達との交流を図る。 他地域の人々に桔梗が丘の住民交流の様子を発信する。 (実施予定日) 平成23年8月20日(土) (実施内容) 1) 模擬店・フリーマーケット 2) 盆踊り 3) パレード 4) アトラクション 5) 模擬店利用券の配布(300円)</p>	<p>予算額 1,750,000円 (収入) 1) 繰出金 900,000円 2) 協賛金 820,000円 3) 雑収入 30,000円 (支出) 1) 事務経費 120,000円 2) 食料費 100,000円 3) 舞台照明費 700,000円 4) イベント費 20,000円 5) 広報費 100,000円 6) 警備費 150,000円 7) シャトルバス 110,000円 8) 縁日費 450,000円 (模擬店利用券)</p>
<p>2. ハッピーニューイヤーききょうフェスタ (目的) 新年を祝う行事として位置付け、桔梗が丘住民相互の親睦をはかり、住民参加・住民自身でまちづくりを推進していこうとする意識を高める。 (期待する効果) 正月をテーマにした行事に参加することにより、伝統的な行事を子どもたちが体験する。 子どもたちや近隣の人々が参加することにより地域住民同士の交流を図り、共に住みよい地域づくりに参加していこうとする意識を持つ。 (実施予定日) ハッピーニューイヤーききょうフェスタ:平成24年1月7日(土) どんど焼き:平成24年1月9日(月) (実施内容) 1) ワークショップ 2) 子供向けイベント 3) お菓子屋台村 4) 豚汁等の振る舞い 5) どんど焼き</p>	<p>予算額 200,000円 1) ワークショップ 13,000円 2) 子供向けイベント費 30,000円 3) 振る舞い費 47,000円 4) お菓子屋台村費 60,000円 5) どんど行事費 50,000円</p> <p>予算額合計 1,950,000円 但し、協議会会計の事業費予算は 1,100,000円</p>

委員会:部会 (教 育 文 化 部 会)

平成23年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. 桔' ずセミナー (第7回)</p> <p>地域の子ども達が大人と共に学びながら触れ合うことを目的として開催。</p> <p>1) 夏6講座4回実施:料理・科学・囲碁・手芸・太鼓・よさこいソーラン。</p> <p>2) 冬3講座1回実施:料理・手芸・未定。</p> <p>3) ききょう夏まつりに参加:太鼓・よさこいソーラン。</p> <p>4) ききょうニューイヤーフェスタに協力参加:科学遊び。</p>	<p>予算額 214,000円</p> <p>講師料 80,000円</p> <p>講座備品代 75,000円</p> <p>反省会費 20,000円</p> <p>事務費 20,000円</p> <p>予備費 10,000円</p> <p>会議費 9,000円</p>
<p>2. こころの思い発表会 (第15回)</p> <p>現代の子どもの心の思いを作文発表を通じて地域の人達に理解していただく。</p> <p>1) 実施日 桔梗が丘公民館展開催日。</p> <p>2) 発表者 地域内の3小学校・2中学校から各3名。</p> <p>3) 演奏会 桔梗が丘中学校音楽部。 北中ウインドアンサンブル。</p>	<p>予算額 115,000円</p> <p>参加賞(図書券) 25,000円</p> <p>音楽演奏会経費 32,000円</p> <p>文集・プログラム 25,000円</p> <p>要約筆記 25,000円</p> <p>その他 8,000円</p>
<p>3. ふるさと歴史ハイキング (第15回)</p> <p>地域の大人と子どもが交流を図りながら、地域の歴史を学び、ふるさとを愛する心を育てる。</p> <p>1) 実施日 平成23年11月初旬を予定。</p> <p>2) ふるさとの歴史建造物や、遺跡を散策。</p>	<p>予算額 40,000円</p> <p>参加者交通費 20,000円</p> <p>見学科等 20,000円</p>
<p>4. スキルアップのための研修会</p> <p>部会活動のスキルアップを図るため、先進地域の事業活動を視察する。</p>	<p>(予算額 50,000円)</p> <p>(交通費 36,000円)</p> <p>(昼食代 14,000円)</p> <p>※「研修費」で支出予定</p>
<p>5. 私の一冊文庫</p> <p>桔梗が丘サロンに於いて運営する。原則として毎月第3土曜に開催し、ボランティアによる本の読み聞かせ事業。</p>	<p>予算額 16,000円</p> <p>全額書籍購入費</p>
	<p>予算額合計 <u>385,000円</u></p>

委員会:部会 (生活安全部会)

平成23年度事業計画の内容	予算額の明細
<p>1. 普通救命講習会</p> <p>1) 開催回数:年間2回(5月、10月)。</p> <p>2) 開催場所:名張市消防庁舎内2階。</p> <p>3) 参加予定者:1回25人、合計50人。</p> <p>4) 講習内容:①止血法 ②異物除去法 ③心肺蘇生法 ④AED取扱法</p>	<p>予算額 3,460円 (飲み物代等)</p>
<p>2. AEDレンタル:セコム三重(株)</p> <p>契約期間:5年間(平成21年1月27日~平成26年1月27日)</p>	<p>予算額 61,740円 レンタル料1年分 (5,145円x12)</p>
<p>3. 防犯パトロールの実施</p> <p>桔梗が丘防犯パトロール隊</p> <p>1) 青色回転灯パトロール 青色回転灯装着車2台</p> <p>2) 実施要領:月4回、約1時間</p> <p>桔梗が丘地区内を3コースに分け、2台の車に隊員6人が分乗して、それぞれのコースを巡回する。(毎月5日、15日、20日、25日)</p> <p>※現在隊員6人、あと4人増員して10人体制としたい。</p>	<p>予算額 89,800円</p> <p>ガソリン代 27,600円</p> <p>活動費 55,200円</p> <p>保険料 7,000円</p>
<p>4. 命の笛贈呈</p> <p>1) 平成24年4月、地区内の3小学校の新入児童等に贈呈する。</p>	<p>予算額 15,000円</p>
<p>5. 桔梗が丘自治連合協議会 自主防災隊</p>	
<p>6. 桔梗が丘マップの危険箇所の解消・改善取り組みを促進。</p>	
	<p>予算額合計 <u>170,000円</u></p>

委員会:部会 (快 適 環 境 部 会)

平成23年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. 地球温暖化対策事業 (緑のカーテン事業)</p> <p>緑のカーテンは、真夏の窓の外につる性植物を這わせた植物のカーテンである。夏の強い日差しを和らげ、葉の蒸散作用によって周囲の温度を下げ、カーテンから涼しい風が流れ込み、室温の上昇を抑える効果がある。好条件の場合、真夏のエアコン使用は20～30%の省エネ効果が見込まれるという。さらに、ヒートアイランド対策や、街の美観向上、癒しの効果が見込まれるだけでなく、菜園を楽しむ、快適な食生活や屋外環境を作り出し、健康に役立つものと思われる。公共施設等や住民所帯に緑のカーテン設置を図る。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月初旬、希望する所帯 (各3株) や公共施設等にゴーヤ苗を配付し、植栽を奨励する。 ・ 7月末には、ゴーヤ料理教室を開催し、バラエティーに富んだおいしいゴーヤ料理の作り方を普及する。(参加者の材料費は自己負担) ・ 9月中旬には、「うちのゴーヤ自慢展」として写真や感想文を公民館に展示する。 ・ 各家庭で栽培されたゴーヤを公民館に持ち寄り、「お持ち帰りコーナー」を設ける。 	<p>予算額 484,130円</p> <p>配布用ゴーヤ苗:2,000株 364,000円</p> <p>植栽用品 57,130円</p> <p>料理教室・展示会費用 44,000円</p> <p>告知費用 16,000円</p> <p>予備費 3,000円</p>
<p>2. 地域環境保全・教育啓発事業</p> <p>シャックリ川でのゲンジホタル観賞会や、10号公園でのバードウォッチングを通じて地域の自然や住環境を知り、自然を親しむだけでなく、環境をいかに保全し守ることが大切かを学習する。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲンジホタル観賞会 平成23年6月実施 ・ バードウォッチング 平成24年1月実施 	<p>予算額 82,000円</p> <p>講師料 10,000円</p> <p>参加賞等 70,000円</p> <p>予備費 2,000円</p>
<p>3. 桔梗が丘クリーン作戦</p> <p>環境美化啓発事業として名張市クリーン作戦に賛同して行う。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 桔梗が丘地区内のゴミ収集作業 平成23年6月5日(日) 	<p>予算額 30,000円</p> <p>参加粗品代等</p>
<p>注) 1. 2の事業は、(財)自治総合センター(全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源としている財団)からの助成事業である(助成額:50万円)</p>	<p>予算額合計 <u>596,130円</u></p>

委員会:部会 (地 域 福 祉 部 会)

平成23年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. 高齢者、障がい者等への友愛訪問活動 毎月1回地区の民生委員と「陽だまり」を携え訪問し、安否確認と相談・支援活動を実施。</p>	<p>予算額 50,000円 「陽だまり」印刷費</p>
<p>2. 年末の友愛訪問 ・75歳以上の1人暮らし世帯 ・75歳以上の高齢者のみ世帯 ・重度の寝たきりや認知症の方のいる世帯 ・特に見守りの必要な世帯へ、友愛品（プレゼント）を持参で訪問。</p>	<p>予算額 220,000円 (友愛品購入費)</p>
<p>3. 高齢者のつどいの実施 ・80歳以上の高齢者と親睦と交流を図るため開催。 ・実施時期：平成23年5月29日(予定) ・参加予定者：約80名</p>	<p>予算額 200,000円</p>
<p>4. いきいきサロンの実施 ・地域内14箇所の小地域で、高齢者同士が近隣の絆を深め、お互いの顔が見える中で、友達づくりや絆づくりをする機会とする。 ・実施 各サロンの年間計画に基づく。 ・年間参加者目標1,700人。</p>	<p>予算額 510,000円 一人当たり300円 x1,700人</p>
<p>5. グループホーム交流会 ・地域内の7箇所のグループホームとの交流会を、年1回実施</p>	<p>予算額 30,000円</p>
<p>6. 赤ちゃん、ちびっ子なかよし広場 ・未就園児とその親のつどいを、公民館講堂で、毎月第3火曜日に実施する。</p>	<p>予算額 30,000円</p>
<p>7. 地域高齢者への配食と見守りの協働事業。「いこい」「友～友」の2団体。</p>	<p>予算額 60,000円</p>
	<p>予算額合計 <u>1,100,000円</u></p>

別紙8. 平成23年度協議会会計予算(案)

平成23年度協議会会計予算書

収入の部

(単位:円)

項	目	前年度予算額	前年度決算額	23年度予算額	前年予算比較	備 考
1 会費	会 費	1,000,000	998,200	1,000,000	0	地区会費
2 交付金	1 名張市交付金基本額	5,547,000	5,547,000	4,854,000	△ 693,000	ゆめづくり交付金
	2 〃(加算額)	5,848,750	5,848,750	5,131,200	△ 717,550	コミュニティー活動費
	3 〃(特別交付金)	100,000	200,000	300,000	200,000	事務局経費
	4 市社協交付金	620,000	625,170	630,000	10,000	名張市社会福祉協議会
	小 計	12,115,750	12,220,920	10,915,200	△ 1,200,550	
3 補助金	市社協補助金	197,000	250,900	260,000	63,000	メニュー サロン
4 助成金	1 環境保全推進助成金	0	0	500,000	500,000	
	2 団体活動助成金	0	0	52,340	52,340	
	小 計	0	0	552,340	552,340	
5 報償費収入	報償費収入	0	0	210,000	210,000	
6 雑収入	雑入	10,000	21,737	10,000	0	普通預金利息等
7 繰越金	前期繰越金	5,879,972	5,879,972	5,655,050	△ 224,922	
合 計		19,202,722	19,371,729	18,602,590	△ 600,132	

支出の部

(単位:円)

項	目	前年度予算額	前年度決算額	23年度予算額	比 較	備 考
1 総務費	1 事業費	180,000	142,938	137,000	△ 43,000	研修会費用
	2 費用弁償費	500,000	336,400	400,000	△ 100,000	実費弁償費等
	3 会議費	250,000	198,980	250,000	0	総会資料印刷費
	4 研修費	300,000	18,636	300,000	0	各種研修費
	5 防犯防災費	200,000	200,000	400,000	200,000	桔梗消防班 防災
	6 備品購入費	200,000	0	1,000,000	800,000	防犯ベスト
	7 事務費	600,000	541,586	600,000	0	コピー 印刷費 事務経費
	8 雑費	100,000	29,092	100,000	0	
	小 計	2,330,000	1,467,632	3,187,000	857,000	
2 企画運営費	事業費	450,000	310,969	350,000	△ 100,000	地域ビジョン策定費
3 広報費	事業費	421,000	255,615	322,000	△ 99,000	ききょう通信 HP
4 健康推進費	1 事業費	740,000	644,767	710,000	△ 30,000	健康まつり 健康講座
	2 繰出金	1,500,000	1,481,958	1,650,000	150,000	敬老の日行事
	小 計	2,240,000	2,126,725	2,360,000	120,000	
5 住民交流費	1 事業費	150,000	251,774	200,000	50,000	ハッピーニューイヤーフェスタ
	2 繰出金	900,000	607,706	900,000	0	桔梗が丘夏まつり
	小 計	1,050,000	859,480	1,100,000	50,000	
6 教育文化費	事業費	360,000	321,650	385,000	25,000	桔' ザセミナー等
7 生活安全費	事業費	150,000	145,259	170,000	20,000	AED 防犯パトロール
8 快適環境費	事業費	150,000	128,436	597,000	447,000	地球温暖化防止対策 クリーン大作戦
9 地域福祉費	事業費	990,000	1,052,163	1,100,000	110,000	いきいきサロン
10 積立金	1 財政調整積立金	500,000	500,000	500,000	0	
	2 自然災害積立金	500,000	500,000	500,000	0	
	3 車両買換積立金	200,000	200,000	200,000	0	
	小 計	1,200,000	1,200,000	1,200,000	0	
11 予備費		1,000,000	0	1,000,000	0	
12 コミュニティ活動費		5,848,750	5,848,750	5,131,200	△ 717,550	
13 報償費		0	0	210,000	210,000	
次 期 繰 越 金		3,012,972	5,655,050	1,490,390	△ 1,522,582	
合 計		19,202,722	19,371,729	18,602,590	△ 600,132	

※ 予算の流用は、会計処理規程第20条の規定によるものとする。

議案5号 平成23年度公民館事業計画及び会計予算の承認に関する件

平成23年度の公民館事業計画及び会計予算を別紙のとおり定めます。

公民館の管理運営については、平成18年9月から実施の指定管理者制度の下で効率的な運営に努めておりますが、今年度も当該制度を十分に生かした管理運営を行ってまいります。

別紙9 平成23年度公民館事業計画（案）

別紙10 平成23年度公民館会計予算（案）

別紙9. 平成23年度公民館事業計画(案)

桔梗が丘公民館・南公民館開設の学級・教室・講座

学 級・教 室

学級・教室の名称	開設数	参加者数	主たる学習目標・内容	
メンネルコール 桔梗	毎月 2回	220人	基礎的な男性コーラスを学びながら、コミュニケーションを図る。	男性の音楽 学習
IT講習	年間 24回	192人	デジタルカメラの写真の加工技術を習得し、楽しいオリジナル作品を仕上げる。	男女学級
くらしの書道	年間 6回	150人	生活に密着した生活実用講座。	高齢者学級
シニアクラス・はな	年間 8回	200人	健康・身近な話題・手作り・館外学習 映画鑑賞など	高齢者学級
詩書を楽しむ会	年間 11回	330人	書を楽しく墨書する。	男女学級
タッチ・ザ・ サイエンス	年間 8回	240人	小学生に科学工作や遊びを通して、科学について 学んだり、仲間づくり。	小学生教室
料理教室	年間4回	40人	男性の為の料理教室	男性教室
布ぞうり講習会	年間2回	40人	古い布を有効利用して、布ぞうりを作る。	女性教室
しめ縄づくり	年間1回	35人	お正月用のしめ縄づくりを学ぶ。	男女学級
サロン・ド・ シャポぼネーゼ	年間3回	25人	環境にやさしい自然石鹸づくり。	女性学級
“農”を楽しむ	毎月 2回	440人	農業を通じて新しい絆作り。 土に触れ、作物の収穫の感動を得る。	男女学級

講 座

講座の名称	開催数	参加者数	主たる内容
夏期大学講座	4回	500人	7/9(土) 「薬草の話」 伊賀薬剤師会様 7/16(土) 「歴史・文学」 難波 綾子氏 7/24(日) 「ジャーナリスト」 江川 紹子氏 7/30(土) 「お笑い人権高座」 露の 新治氏
(行事)			
ロビーコンサート	10回	300人	色々なジャンルの方のコンサートを開催。 (例)箏曲、ハーモニカ、女性コーラス、ギター演奏等
プチコンサート	1回	200人	市内の高校、中学校の音楽関係クラブの演奏会。
映画鑑賞会	4回	480人	大人から子どもまで楽しめる映画鑑賞会

別紙10 平成23年度公民館会計予算(案)

平成23年度公民館会計予算書

収入の部

(単位:円)

項	目	前年度予算額	前年度決算額	23年度予算額	前年予算比較	備 考
1	指 定 管 理 料	14,902,000	14,902,000	15,022,000	120,000	
2	利 用 料					
	1 公民館使用料	2,900,000	3,220,395	3,100,000	200,000	
	2 コピー使用料	280,000	373,708	720,000	440,000	
	小 計	3,180,000	3,594,103	3,820,000	640,000	
3	そ の 他 収 入					
	1 事業収入	0	0	150,000	150,000	
	2 雑収入	50,000	180,348	50,000	0	
	小 計	50,000	180,348	200,000	150,000	
4	繰越金					
	前期繰越金	5,445,381	5,445,381	6,094,921	649,540	
	合 計	23,577,381	24,121,832	25,136,921	1,559,540	

支出の部

(単位:円)

項	目	前年度予算額	前年度決算額	23年度予算額	比 較	
1	人 件 費					
	1 給与費	9,300,000	8,594,625	9,300,000	0	館長・事務局職員給料
	2 社会保険料	100,000	79,243	100,000	0	雇用保険料
	小 計	9,400,000	8,673,868	9,400,000	0	
2	管 理 費					
	1 消耗品費	500,000	497,579	700,000	200,000	事務用品・消耗品・雑品費
	2 燃料費	10,000	0	10,000	0	
	3 光熱水費	3,530,000	3,268,266	3,510,000	△ 20,000	電気・ガス・上下水道費
	4 修繕料	400,000	313,105	500,000	100,000	
	5 電話料	240,000	216,489	240,000	0	
	6 委託手数料	2,000,000	1,874,035	2,350,000	350,000	法定点検保守料等
	7 備品購入費	500,000	717,943	1,800,000	1,300,000	机 椅子 テレビ他
	8 使用料及び賃借料	580,000	423,739	730,000	150,000	コピー使用料・リース料等
	9 車両費	190,000	169,964	150,000	△ 40,000	ガソリン・自動車保険料
	小 計	7,950,000	7,481,120	9,990,000	2,040,000	
3	運 営 費					
	1 報償費	550,000	400,000	550,000	0	講師料
	2 旅費	30,000	4,477	30,000	0	出張旅費
	3 印刷製本費	150,000	113,322	150,000	0	情報誌印刷代
	4 郵便料	90,000	75,730	90,000	0	はがき・切手代等
	5 事業費	750,000	748,542	1,250,000	500,000	夏期大学講座他
	6 雑費	100,000	85,252	100,000	0	会費他
	小 計	1,670,000	1,427,323	2,170,000	500,000	
4	そ の 他					
	1 消費税	432,000	444,600	450,000	18,000	
	2 予備費	1,000,000	0	1,000,000	0	
	次 期 繰 越 金	3,125,381	6,094,921	2,126,921	△ 998,460	
	合 計	23,577,381	24,121,832	25,136,921	1,559,540	

参考資料

資料1． 桔梗が丘自治連合協議会組織図

資料2． 桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿

(自治会長・区長、評議員、理事、監事、委員会、部会員、公民館)

(平成23年5月7日現在)

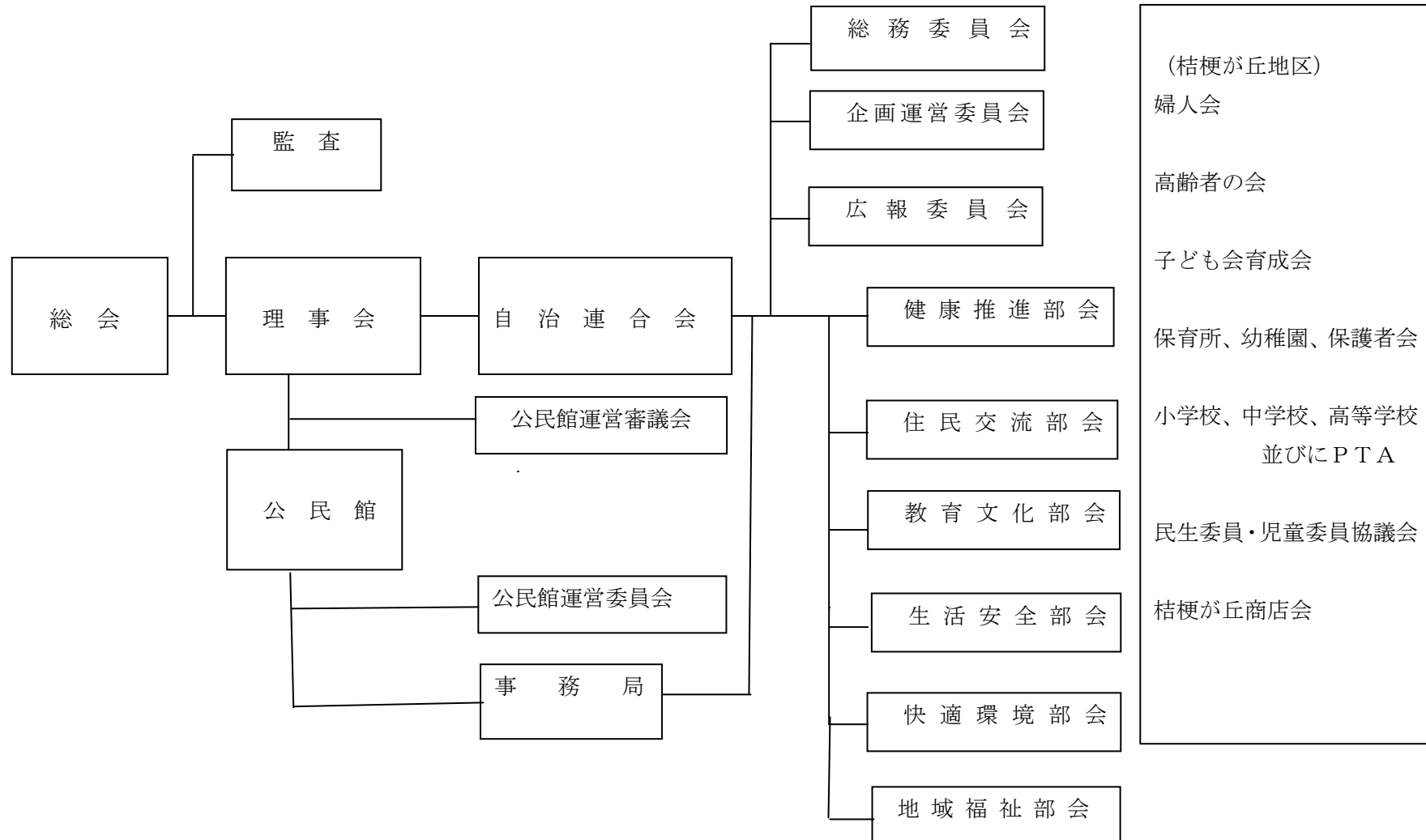
資料3． 桔梗が丘自治連合協議会関係規定

- ・ 桔梗が丘自治連合協議会規約
- ・ 桔梗が丘自治連合協議会規約施行規則
- ・ 会計処理規程
- ・ 公民館管理運営規程

資料 1. 桔梗が丘自治連合協議会組織図

平成 23 年 5 月 7 日

(会員団体)



資料2. 桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿

自治会長・区長

評議員

氏名	自治会・区名	氏名	自治会・区名
辻 森 保 蔵	1 番町区	辻 本 幸 三	1 番町区
吉 谷 昌 亮	2 番町第 1 区	浅 津 英 明	2 番町第 1 区
河 合 進	2 番町第 2 区自治会	杉 山 岩 男	2 番町第 2 区自治会
仁 科 昌 之	2 番町第 3 区自治会	光 井 遼	2 番町第 3 区自治会
小 坂 雄 宏	3 番町区自治会	中 山 茂	3 番町区自治会
石 崎 潮	4 番町区自治会	辻 井 政 教	4 番町区自治会
上 田 博	5 番町第 1 区	北 森 義 次	5 番町第 1 区
北 森 輝 夫	5 番町第 2 区	中 村 明	5 番町第 2 区
植 野 正 信	5 番町第 3 区	渡 辺 保	5 番町第 3 区
野 邊 薫	6 番町区	中 西 雅 文	6 番町区
大 垣 孝 彦	7 番町 1 区自治会	原 田 忠 義	7 番町 1 区自治会
高 槻 茂 夫	7 番町 2 区自治会	中 西 裕	7 番町 2 区自治会
橋 本 健 三	8 番町 1 区自治会	澤 田 進	8 番町 1 区自治会
武 仲 元 男	8 番町 2 区自治会	新 保 之	8 番町 2 区自治会
安 藤 孝	南第 1 区	栃 下 健 二	南第 1 区
松 尾 政 則	南第 2 区	田 中 崇 夫	南第 2 区
佐 田 勝 彦	南第 3 区	西 幸 雄	南第 3 区
中 谷 昌 憲	西 1 番町自治会	出 井 秀 徳	西 1 番町自治会
川 上 英 知	西 2 番町自治会	潮 田 恒 雄	西 2 番町自治会
草 野 聡	西 3 番町自治会	大 楠 淳	西 3 番町自治会
小 幡 正 廣	西 4 番町自治会	田 村 勝 利	西 4 番町自治会
伊 藤 裕 之	西 5 番町自治会	米 川 彩 加	西 5 番町自治会
山 村 哲 生	西 6 番町自治会	政 木 博	西 6 番町自治会
矢 頭 浩 司	西 7 番町自治会	玉 居 佳 浩	西 7 番町自治会
		早 川 真 知 子	婦人会
		花 本 計	高齢者の会
		川 口 力	子ども会育成会
		杉 田 尚 士	保育所・幼稚園
		吉 谷 真 一	小・中学校 (PTA)
		辻 森 美 知 子	民児協
		玉 置 美 和 子	民児協
		石 川 鈴 代	民児協
		多 賀 猪 佐 美	桔梗が丘商店会
		池 田 扶 久 江	健康推進部会
		小 川 光	住民交流部会
		岸 本 重 郎	教育文化部会
		堀 口 茂 義	生活安全部会
		坂 口 勇 三	快適環境部会
		福 井 愛 子	地域福祉部会

理事・監事

役職名	氏名	備考
会長	辻 森 保 蔵	自治連合会代表幹事
副会長	大 垣 孝 彦	自治連合会副代表幹事 総務委員長・第2ブロック幹事
副会長	梅 本 久 子	地域福祉部会長
理事	河 合 進	自治連合会第1ブロック幹事
理事	上 田 博	自治連合会第3ブロック幹事
理事	小 幡 正 廣	自治連合会第4ブロック幹事
理事	阪 本 忠 士	企画運営委員長
理事	野 邊 薫	広報委員長
理事	高 槻 茂 夫	健康推進部会長
理事	廣 岡 貞 之	住民交流部会長
理事	竹 原 啓 子	教育文化部会長
理事	吉 野 孝 司	生活安全部会長
理事	加 納 康 嗣	快適環境部会長
理事	森 永 憲 二	桔梗が丘・桔梗が丘南公民館長
理事	山 中 晃	事務局長
理事	松 村 勲	事務局次長
監事	東 和 伯	
監事	田 合 豪	

委員会及び部会員（順不同）

総務委員会	企画運営委員会	広報委員会	住民交流部会	
大垣 孝彦	阪本 忠士	野邊 薫	廣岡 貞之	光井 遼
辻井 政教	栃下 健二	澤田 進	沢田 忠司	佐波 尚
山口 忠雄	小澤 正弘	森嶋 和宏	児玉 孝信	多賀 猪佐美
東 洋平	坂本 直司	菊池 征郎	杉尾 みどり	橋本 健三
中村 満	金谷 保史	北森 義次	平見 真由美	小幡 正廣
長川 精孝	神谷 宏	中西 雅文	小川 光	山村 哲生
吉谷 昌亮			杉山 岩男	池本 仁志
河合 進			成田 良二	政木 博
			坂上 仁	
			原田 忠義	

健康推進部会	教育文化部会		生活安全部会	快適環境部会
高槻 茂夫	竹原 啓子	佐田 勝彦	吉野 孝司	加納 康嗣
小坂 雄宏	山本 佳世	岸本 重郎	望月 孝美	坂口 勇三
和田 雅博	寺脇 京子	仁科 昌之	堀口 茂義	竹内 正敏
花本 計	河村 由紀子	渡辺 保	山縣 英雄	浅津 英明
池田 扶久江	高嶋 仁美	西 幸雄	中島 利具	中山 茂
谷岡 敏博	佐藤 みどり		山本 靖夫	田中 崇夫
松浦 健治	楓 せつ		辻本 幸三	玉居 佳浩
松尾 政則	坂本 良子		石崎 潮	上田 博
橋本 正旨	平見 真由美		武仲 元男	北森 輝夫
米川 彩加	百地 良子		中村 明	奥中 勝也
榎谷 敦子	湯浅 栄津		中西 裕	植野 正信
桜井 弘子	浅田 章子		田村 勝利	安藤 孝
三宅 勝江			早川 真知子	川上 英知
石本 公子			草野 聡	丹 素之
濱田 眞治				石川 律子
居川 よし子				岩間 豊子
吉村 未好				西村 日佐男
北村 昭大				谷本 弘子
高村 紀子				

地 域 福 祉 部 会				
梅本 久子	原田 啓子	小川 茂子	寺脇 京子	
玉置 美和子	中村 日出子	檜垣 幸子	佐藤 久子	
辻森 美知子	富樫 キソ子	山岡 節子	須澤 小夜子	
石川 鈴代	浅田 章子	青木 誠子	下永 美紀子	
福本 喜美子	武本 篤子	山本 佳世	松本 明美	
丹羽 淳子	平見 真由美	木原 昭十	村田 憲子	
谷本 和子	小坂 美代子	北川 允	丸山 久代	
西尾 雄子	福井 愛子	西條 エリ子	古澤 詮子	
江南 登美	森永 泰子	松本 勝子	森澤 園子	
小津 多香子	加藤 富栄	高槻 泰子		

公 民 館

公民館職員	公民館運営審議会	公民館運営委員会	
森永 憲二	辻森 保蔵	朝日 正雄	八隅 了子
山中 晃	大垣 孝彦	中村 満	小村 静子
松村 勲	梅本 久子	岸本 重郎	竹原 啓子
向井 忠志	八隅 了子	垣内 成之	小中 仁代
廣岡 登喜子	森永 憲二	渡部 鴻	稲垣 香代子
中森 祐紀子	山中 晃	上田 博	関 洋子
西島 かおり		井岡 圭志	関元 則子
竹内 みどり		藤岡 正則	
山崎 千恵子		森永 憲二	
		山中 晃	

資料3. 桔梗が丘自治連合協議会関係規定

桔梗が丘自治連合協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を桔梗が丘公民館内に置く。
名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

(目的)

第3条 協議会は、豊かで住みよいまち「桔梗が丘」を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、住民が主体となって活力と魅力あふれる良好な居住環境及び安全、安心な生活環境の実現をめざすものとする。

(運営の原則)

第4条 協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障する。

2 前項を達成するため、次の事項を運営の責務とする。

- (1) 協議会運営の民主制を確保すること。
- (2) 自立した地域社会を創造し、実現に向けての取り組みを行うこと。
- (3) 協議会への活動参加の公平性を確保すること。
- (4) 住民等の意見や要望等の集約をすること。
- (5) 情報の公開及び共有を行うこと。
- (6) その他、運営上不可欠と思われる事項を実施すること。

(事業)

第5条 協議会は第3条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康及び福祉の増進に関する事業。
- (2) 地域住民の交流に関する事業。
- (3) 高齢者の生きがいくりに関する事業

- (4) 青少年の健全育成に関する事業。
- (5) 自主防犯及び自主防災に関する事業。
- (6) 環境及び景観の保全に関する事業。
- (7) 地域文化の継承及び創出に関する事業。
- (8) コミュニティビジネス等地域活性化に関する事業。

2 前項に掲げるもののほか、特に協議会が必要と認めた事業を行う。

(地域ビジョン)

第6条 協議会は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第9条の規定に基づき桔梗が丘の地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、課題を解決するため、理念、基本方針及び将来像をとりまとめた地域ビジョンの策定に努めるものとする。

(会 員)

第7条 協議会の会員は、桔梗が丘地区に居住する住民及び団体、並びに桔梗が丘地区で事業活動する事業所で構成する。

2 前項で規定する団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 桔梗が丘地区自治会又は区
- (2) 桔梗が丘地区婦人会
- (3) 桔梗が丘地区高齢者の会
- (4) 桔梗が丘地区子ども会育成会
- (5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者会
- (6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、並びにPTA
- (7) 桔梗が丘地区民生委員・児童委員協議会
- (8) 桔梗が丘商店会

3 桔梗が丘地区公民館自主サークルクラブ、各種ボランティア団体その他任意団体、並びに協議会の趣旨に賛同し、積極的に活動に参加する団体又は事業所は、理事会の承認を得て第1項の構成団体又は事業所とすることができる。

(会員の役割)

第8条 会員は、協議会の行う行事や地域コミュニティ活動及びボランティア活動等への積極的な参加などを通して、桔梗が丘のより良いまちづくりに貢献する。

2 会員は、自治会費（区費）として納入した分から総会で決定された金額を協議会活動経費の一部として負担する。

第2章 評議員及び総会

第1節 評議員

（定 数）

第9条 評議員の定数は、40名以内とする。

2 評議員の選出母体は、次の各号のとおりとする。

（1）桔梗が丘自治会又は区 24名

（2）事業部会 6名

（3）団体等 10名以内

（役 割）

第10条 評議員は、定時総会及び臨時総会において、理事会が提案する議案を審議し、議決する。

2 評議員は、協議会の運営の諸事項について、調査等をおこない、理事会に提案することができる。

（選 出）

第11条 地区自治会選出の評議員は、各自治会の会長、区長またはその組織の責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。

2 各事業部会選出の評議員は、部会長が選出し、会長宛選出届けを提出する。

3 各種団体選出の評議員は、団体の代表者または責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。

（任 期）

第12条 評議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する

る定時総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠又は増員により選出された評議員の任期は、前任者又は他の在任評議員の任期の残任期間と同一とする。

第2節 総会

(構成と役割)

第13条 総会は評議員をもって構成し、最高議決機関とする。

(総会の招集)

第14条 総会は、協議会会長（以下「会長」という。）が招集する。

(定時総会)

第15条 定時総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。

(臨時総会)

第16条 会長は、評議員総数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び開催の理由を記載した書面を提出して総会の開催の請求をしたときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を開催しなければならない。

- 2 前項のほか、会長が必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の開催手続)

第17条 会長は、総会を開催しようとするときは、開会の日の5日前までに、評議員に日時及び場所、会議に付議すべき事項を示した開催通知を送達しなければならない。

(定足数)

第18条 総会は、評議員総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議長等の選出)

第19条 総会の議長及び副議長は、評議員の互選により選出する。

(議長等の任期)

第20条 議長及び副議長の任期は、第12条の規定を準用する。

(議長等の役割)

第 21 条 議長は、評議員を統括し、総会の運営を行う。

2 議長は、第 10 条第 2 項に関して、研修の会議等を開催することができる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(総会の議決)

第 22 条 総会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第 23 条第 3 号のうち、制定及び廃止については、出席した評議員の 3 分の 2 以上の決するところによるものとする。

2 総会は、第 17 条の規定により、予め通知した議案のみ議決することができる。

(総会の議決事項)

第 23 条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 会長、副会長及び理事の承認に関する事項
- (2) 監事の承認に関する事項
- (3) 規約の制定、改正、及び廃止に関する事項
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画に関する事項
- (5) 毎事業年度の決算及び事業報告に関する事項
- (6) 毎事業年度決算監査及び業務監査報告に関する事項
- (7) 地域ビジョンの策定に関する事項
- (8) その他重要な事項

(総会の議事録)

第 24 条 総会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が署名、捺印しなければならない。

(総会の傍聴)

第 25 条 会員は、定時総会及び臨時総会を傍聴することができる。

第3章 理事及び理事会

第1節 理事

(定数)

第26条 理事の定数は20名以内とする。

(理事)

第27条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総会の承認を得て就任する。

- (1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出の幹事
- (2) 総務委員会委員長
- (3) 企画運営委員会委員長
- (4) 広報委員会委員長
- (5) 事業部会部会長
- (6) 桔梗が丘公民館長
- (7) 事務局長、事務局次長。

(役職)

第28条 協議会は、会長1名及び副会長2名以内を置く。

(選出)

第29条 会長は、自治連合会代表幹事をもって充て総会の承認を得て就任する。

2 副会長は、理事の中から会長が指名する。

(任期)

第30条 理事の任期は、第12条の規定を準用する。

(役割)

第31条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、規約及び総会の議決に基づき協議会の会務を執行する。

第2節 理事会

(構成と役割)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成し、協議会の最高意思決定機関であり、組織運営の執行決議機関とする。

(招 集)

第 33 条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(議 決)

第 35 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第 36 条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案等に関する事項
- (2) 事業運営の具体的方針に関する事項
- (3) 規則等の改廃に関する事項
- (4) 受託事業及び指定管理者制度に基づく管理運営に関する事項
- (5) その他理事会において必要と認める事項

(議事録)

第 37 条 理事会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 2 名が署名、捺印しなければならない。

第 4 章 自治連合会

(構成と役割)

第 38 条 協議会に自治連合会（以下「連合会」という。）を置き、区長又は自治会長（以下「区長等」という）をもって構成する。

2 連合会は、協議会と自治会又は区を結ぶ中心的な組織であり、その役割は、地区住民

の意思を反映させ、協議会の運営の根幹を担うものとして活動を行う。

3 連合会は、協議会の運営及び施策について理事会に提案及び建議ができる。

(幹事)

第 39 条 連合会に、代表幹事 1 名、副代表幹事 1 名及び幹事 3 名を置く。

(選出)

第 40 条 桔梗が丘 2 4 区を施行規則に定める 4 ブロックに分けるものとする。

2 幹事の選出は、前項に定める 4 ブロックの代表者の中から選出する。

3 代表幹事を選出したブロックは、別に幹事を選出しなければならない。

(招集)

第 41 条 連合会は、必要に応じて代表幹事が招集し、その議長となる。

(定足数)

第 42 条 連合会は、区長等の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議決)

第 43 条 連合会の議事は、出席した区長等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第 44 条 連合会における審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事会への付託事項
- (2) 連合会の活動方針に関する事項
- (3) 桔梗が丘全地区に係る自治会活動に関する事項
- (4) 委員会に対する要請に関する事項
- (5) 事業部会よりの要請及び協力体制に関する事項
- (6) その他連合会会員よりの要請に関する事項

(地区自治会等の提案)

第 45 条 桔梗が丘 24 地区の区又は自治会（以下「自治会等」という。）は、協議会の事業等について連合会に対して提案することができる。

2 連合会は、自治会等が議決した事項の提案並びに具申等を尊重しなければならない。

(議事録)

第 46 条 連合会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び連合会において選任された議事録署名人 2 名が署名、捺印しなければならない。

第 5 章 委員会

(委員会)

第 47 条 協議会に、総務委員会、企画運営委員会及び広報委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 各委員会は、施行規則に定める任務等を行う。

(構成)

第 48 条 委員会は、協議会の会員、会員が団体にあつては当該団体が指名する者をもって構成する。ただし、特に必要な場合は、理事会の承認により、会員以外の者を委員にすることができる。

(役職)

第 49 条 委員会に、委員長、副委員長各 1 名を置く。

(選出)

第 50 条 委員会の委員長及び副委員長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任期)

第 51 条 委員会の委員長及び副委員長の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(役割)

第 52 条 委員会は、理事会より付託された事項、その他協議会の運営に必要な事項の審議検討を行う。

(招集)

第 53 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(議決)

第 54 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 55 条 委員会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び委員会において選任された議事録署名人 2 名が署名、捺印しなければならない。

(設 置)

第 56 条 協議会は、必要に応じて新たな委員会を置くことができる。

2 新たな委員会は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

第 6 章 事業部会

(事業部会)

第 57 条 協議会に第 5 条に規定する事業を行うため「健康推進部会」「住民交流部会」「教育文化部会」「生活安全部会」「快適環境部会」「地域福祉部会」の 6 事業部会を置く。

2 各事業部会が行う事業の範囲は、施行規則に定める。

(構 成)

第 58 条 事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあつては当該団体が指名するものをもって構成する。

(役 職)

第 59 条 事業部会に、部会長及び副部会長を置く。

(選 出)

第 60 条 事業部会の部会長及び副部会長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任 期)

第 61 条 部会長及び副部会長の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(役 割)

第 62 条 事業部会は、第 5 条に規定する事業を行うため、活動の企画立案を行い、連合会及び理事会の協力のもと実施する。

(招 集)

第 63 条 事業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(議 決)

第 64 条 事業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 65 条 事業部会の議事は、議事録を作成し部会長が署名する。

(設 置)

第 66 条 協議会は、必要に応じて新たな事業部会を置くことができる。

2 新たな事業部会設置は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

第 7 章 施設管理運営

(施設の管理運営)

第 67 条 協議会は、名張市の条例で定める指定管理者制度により、施設の管理運営を行うことができる。

2 名張市との協定及び契約条件の変更又は解約については、理事会の承認を得るものとする。

3 協議会は、施設の管理にあたり、指定管理者制度の趣旨を尊重し、地域住民の活動拠点として利用者の立場をよく理解して行わなければならない。

(施 設)

第 68 条 協議会が指定管理者制度により管理運営する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 桔梗が丘公民館

(2) 桔梗が丘南公民館

2 協議会は、指定管理者としての責務を果たすため、公民館運営審議会及び公民館運営委員会を置く。

3 公民館の管理運営に関する事項は、公民館管理運営規程に定める。

第8章 受託事業

(受託事業)

第69条 協議会は、名張市の業務を契約に基づき受託すること(以下「受託事業」という。)ができる。

(受託事業の執行)

第70条 協議会は、事業計画等を作成し、受託事業を執行する。

第9章 事務局

(事務局)

第71条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

2. 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
3. 事務局職員の定数は10名以内とする。

(職務)

第72条 事務局職員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 協議会の運営に関する事項
 - (2) 公民館の管理運営に関する事項
 - (3) 協議会の事業及び公民館活動を円滑に遂行するための業務に関する事項
 - (4) 総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項
 - (5) 名張市との連絡調整に関する事項
 - (6) 構成団体との連絡調整に関する事項
 - (7) その他、会長及び館長が必要と認める事項
2. 事務局長及び事務局次長は、会長及び公民館長の職務命令により、業務を遂行する。
 3. 事務局職員は、事務局長及び事務局次長の職務命令により、業務を遂行する。

第10章 会 計

(会 計)

第73条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2. 協議会の会計は、協議会会計及び公民館会計、並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とする。

(財 産)

第74条 協議会の財産は、会費、負担金、事業に伴う収入、市の交付金及び寄付金等の収入による。

2. 協議会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。
3. 協議会が解散する場合の財産処分は、総会の決するところによる。

(経 費)

第75条 協議会の経費は、財産をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第76条 協議会の事業計画及び収支予算は、定時総会までに会長が作成する。

(予算編成)

第77条 協議会の予算は、委員会及び事業部会の予算要求に基づき総務委員会が予算原案の作成をする。

2. 総務委員会が作成した予算原案は、連合会及び理事会で審議する。

(予算の執行)

第78条 予算は、総会で承認された事業計画に基づき執行する。

2. 会計年度終了後、定時総会で新年度の予算が承認されるまでの間は、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
3. 緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたときは、理事会の承認により変更することができる。
4. 前項により予算の変更を行ったときは、直近の総会に報告しなければならない。

(監査義務)

第 79 条 会長は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(出 納)

第 80 条 協議会及び公民館の出納事務は、会計処理規程に基づき事務局長及び事務局次長の権限と責任において行う。

2 事務局長は、毎年 9 月 30 日現在の予算の執行状況を理事会に報告するものとする。

3 金銭出納処理及び関係書類の保存に関する事項は会計処理規程に定める。

第 11 章 評価制度

(評価制度)

第 81 条 協議会の活動が効率効果的に行われ、その成果を検証するため評価制度を導入する。

2 協議会における運営、活動及び事業等すべての取り組みを評価の対象とする。

(評価の方式)

第 82 条 評価の方式は、事業部会が行う自己評価と企画運営委員会が行う総合評価とする。

2 事業部会が行う自己評価は、事業毎に終了後速やかに行う。

3 評価は、今後の事業に有効にかつ有益に反映されるものでなければならない。

(評価結果の報告)

第 83 条 企画運営委員会が行った総合評価の結果は、理事会に報告する。

第 12 章 監 査

(監 査)

第 84 条 監査は、協議会の運営等に対する会計処理及び業務審査を監査機能の専門性及び独立性を充実させて行い、監査機能に対する会員の信頼性を高めるとともに、協議会の発展に寄与するものとする。

(監 事)

第 85 条 監査業務執行のため監事を置く。

- 2 監事は2名とし、総会の承認を得て会長が任命する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(任 期)

第86条 監事の任期は、第12条の規定を準用する。

(監査方法)

第87条 監査は、定期監査及び随時監査により実施する。

- 2 定期監査は、会計年度終了後2ヶ月以内に行う。

(監査結果の報告)

第88条 監事は、監査結果を総会に報告しなければならない。

- 2 理事会は、監査結果を尊重し協議会の運営に反映させる為に協議しなければならない。

第13章 情報公開

(情報公開)

第89条 協議会は、その運営及び活動を広報紙、インターネットのホームページ等を通じ、適宜適切に会員に広報するとともに、広聴に努めなければならない。

- 2 協議会は、毎事業年度の予算及び事業計画、毎事業年度の決算及び事業報告、並びにその監査結果を公表しなければならない。
- 3 協議会は、会員からの情報公開の要求に対しては、施行規則に定める手続きにより理事会が行うものとする。

(情報の共有)

第90条 協議会は、地域内外の各種情報を積極的に収集するとともに、適時関係団体等に提供するものとする。

- 2 連合会は、地域内の各種情報を積極的に収集するとともに、理事会等関係機関に提供するものとする。

第14章 雑 則

(監査請求)

第 91 条 会員は、協議会の運営等に疑義のあるときは、監査の請求を行うことができる。

2 監査請求の手続き等は、施行規則に定める。

(規則等への委任)

第 92 条 協議会の運営に必要な規則、規程等は、別に理事会で定める。

(実費弁償)

第 93 条 協議会は、その活動に従事した理事及び部会員等に対し、実費弁償をすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 21 年 11 月 14 日から施行する。

(評議員等の任期に関する経過措置)

第 2 条 第 9 条に定める評議員、第 26 条に定める理事、第 49 条に定める委員長及び副委員長、第 59 条に定める部会長及び副部会長並びに第 85 条に定める監事の平成 21 年 11 月 14 日から始まる任期については、第 12 条第 1 項中「選出後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの」とあるのを、「平成 21 年 11 月 14 日から始まる事業年度」と読み替えるものとする。

(会計年度に関する経過措置)

第 3 条 平成 21 年 11 月 14 日から始まる協議会の会計年度は、第 73 条の規定に関わらず、平成 21 年 11 月 14 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(事業計画等に関する経過措置)

第 4 条 協議会は、桔梗が丘まちづくり委員会の平成 21 年度に係る事業計画及び予算並びに平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 11 月 14 日までの決算内容を引き継ぐものとする。

附 則

この規約は、平成 22 年 5 月 8 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

桔梗が丘自治連合協議会規約施行規則

(趣旨)

第1条 桔梗が丘自治連合協議会規約(以下「規約」という。)の規定に基づき、必要な事項を定める。
(ブロック)

第2条 規約第40条第1項に規定する桔梗が丘24区の4ブロックについて、次のとおり定める。

第1ブロック	1番町区、2番町第1区(1、2、3街区)、2番町第2区(4、5街区)、 2番町第3区(6、7街区)、3番町区
第2ブロック	4番町区、6番町区(6番町全域及び7番町3街区1～10番地)、7番 町第1区(1街区及び1～10番地を除く3街区)、7番町第2区(2街 区) 8番町第1区(2街区以外の8番町) 8番町第2区(2街区)
第3ブロック	5番町第1区(1、2、3、6街区)、5番町第2区(4、5、11、1 2街区)、5番町3区(7、8、9、10街区)、南第1区(南1番町1、 2街区)、南第2区(南1番町3街区、南2番町1、2街区)、南第3区 (南3番町1、2、3街区、南4番町1街区)
第4ブロック	西1番町区、西2番町区、西3番町区、西4番町区、西5番町区、西6 番町区、西7番町区、

(委員会の業務範囲)

第3条 規約第47条第2項に規定する委員会の業務範囲は、次のとおり定める。

(1) 総務委員会

- ① 総会、理事会、自治連合会の運営に関する事項
- ② 規約、規則等の制定及び改正並びに廃止に関する事項
- ③ 決算及び予算並びに事業計画の原案調整等の財務に関する事項
- ④ 協議会の運営に対する円滑化に関する事項
- ⑤ 指定管理者制度に関する事項
- ⑥ その他、事業部会及び他の委員会に属しない事項

(2) 企画運営委員会

- ① 規約第6条に規定する「地域ビジョン」の策定推進に関する事項
- ② コミュニティビジネス等、事業部会に対する新規事業の検討及び支援に関する事項
- ③ 事業部会の事業活動に対する評価及び検証に関する事項
- ④ 将来に向けての協議会運営の基本的方針に関する事項
- ⑤ その他、協議会の企画運営に関する事項

(3) 広報委員会

- ① 協議会の広報紙の発行及び編集方針に関する事項
- ② 協議会のホームページの管理運営に関する事項
- ③ 協議会の内外における情報の収集及び提供に関する事項
- ④ その他、広聴及び広報活動に関する事項

(事業部会の事業範囲)

第4条 規約第57条第2項に規定する事業部会の事業範囲を、次のとおり定める。

(1) 健康推進部会

① 地域住民の健康増進に関する事業

② スポーツや行事を通じた、親子や住民間の親睦及び絆づくり推進事業

(2) 住民交流部会

① 地域住民の交流イベント等に関する事業

② 地域住民の連帯感の向上及びふれあいに関する事業

③ 地域活性化への取り組みに関する事業

④ 人材バンクの創設及び運営支援に関する事業

⑤ 地域ポテンシャルの発掘形成に関する事業

(3) 教育文化部会

① 生涯学習の展開に関する事業

② 青少年の健全育成に関する事業

③ 地域間及び世代間の交流推進に関する事業

④ 地域の伝統文化の継承及びスローライフ社会への取り組みに関する事業

⑤ 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する事業

(4) 生活安全部会

① 安心安全な地域社会の構築推進及び啓発活動に関する事業

② 安全で快適な犯罪のない地域防犯活動の連携に関する事業

③ 防災のハード及びソフトの基盤づくりに関する事業

④ 快適な交通環境づくりに関する事業

(5) 快適環境部会

① 地域の生活環境と自然緑化の保全活動に関する事業

② 生活に憩いと潤いを与え、安らぎのある地域づくり並びに快適環境の創造に関する事業

③ 環境美化マナーの啓発活動に関する事業

④ 自然との交流及びスローライフ構想の推進に関する事業

⑤ 21 省資源及びリサイクルの展開に関する事業

(6) 地域福祉部会

① 社会的援助を必要としている高齢者等を対象とした支援事業

② 高齢者等を対象とした生きがいつくりの支援事業

③ その他、地域福祉の改善に向けた事業

(情報公開の手續)

第5条 規約第89条第3項に規定する情報公開の手續きは、第6条から第13条に定める。

(公開の情報)

第6条 公開請求できる情報は、以下に掲げる事項とする。

(1) 協議会が保有する全てを公開することを原則とする。

(2) 協議会が運営及び活動を行うに際して作成し、保存期限ないにある資料とする。

(非公開の情報)

第7条 非公開もしくは公開を拒否する情報は、以下に掲げる事項とする。

(1) 個人のプライバシーの保護等に関わる個人情報

(2) 法人及び団体等の権利侵害等に及ぶ情報

(3) 協議会の会議等における個人が特定される発言等の情報及び意思決定の中立性が損なわれると判断される情報

(請求の手續)

第8条 情報公開請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

- (1) 公開を求める情報の内容
 - (2) 情報の使用目的
 - (3) 情報の適正な使用の誓約
 - (4) 請求者の住所及び氏名
- (公開、非公開の決定)

第9条 協議会は、開示請求を受理した日から15日以内に公開又は非公開を決定し通知しなければならない。

2 非公開と決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の限度)

第10条 公開の範囲は、以下に掲げるものとする。

- (1) 全部開示：請求者の求める情報を全て開示するもの
 - (2) 部分開示：非開示の情報が有し開示するもの
 - (3) 非開示：請求者の求める情報を全て開示しないもの
 - (4) 不存在：請求者が求める情報が存在しないため開示できないもの
- (請求者の責務)

第11条 請求者は、公開された情報を適正に使用しなければならない。不当な使用により、他人の権利を侵害等問題が生じたときは、請求者が誠意を持って解決しなければならない。

(費用の負担)

第12条 請求者は、情報の写しの作成及び送付に関する費用を負担しなければならない。

(不服申立)

第13条 不服申し立て等は、名張市情報公開条例に準拠する。

(監査請求)

第14条 規約第91条第2項に規定する監査請求の手續きは、第15条から第18条に定める。

(監査請求事項)

第15条 監査を請求できるのは、財務会計上の違法又は不当な行為により、以下の事項において会員に損害を生じさせた場合に限られる。

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得、管理、処分
- (3) 契約の締結、履行
- (4) 債務借入等の義務負担
- (5) 公金の賦課及び徴収義務に対する事実
- (6) 財産管理の義務に対する事実

(請求の期限)

第16条 監査請求の期限は、違法、不当な行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、監査請求することはできない。ただし、正当な理由があると認められる時は、この限りではない。

(請求手續)

第17条 監査請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

- (1) 措置請求の要旨
 - イ 監査請求組織及び対象者

ロ 財務会計上の行為の内容

ハ 行為による損害の内容

ニ 請求措置の内容

(2) 請求者の住所及び氏名

(監査結果通知)

第18条 監査結果は、請求のあった日から60日以内に請求者に通知しなければならない。

附則

この施行規則は平成21年11月14日から施行する。

この施行規則は平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約第10章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）の財産及び会計に関する基準を定める。

(会計区分と処理原則)

第2条 協議会の会計は、協議会会計及び公民館会計並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とし、規約及びこの規程の定めるところにより処理するものとする。

(会計年度)

第3条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計の総括)

第4条 協議会の会計は、協議会会長（以下「会長」という。）が総括する。

(会計担当理事)

第5条 会計を担当する理事は、事務局長及び事務局次長とする。

2. 会計の実務は、事務局長の監督のもと、原則として事務局次長が行う。

(総務委員長の承認)

第6条 協議会会計の支出処理については、会計担当理事は、総務委員長の事前承認を受けるものとする。ただし、総務委員会に係る支出処理については、会長の事前承認を受けるものとする。

(出納印の管理)

第7条 出納印は、施錠の出来る印鑑収納箱に収納し、会計担当理事が管理する。

(収支累計表の作成)

第8条 会計担当理事は、協議会会計及び公民館会計毎に、別に定める収支累計表を毎月作成し、総務委員長を経由して会長の承認を得るものとする。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計に関する帳簿等の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 収支予算書及び収支決算書 | 10年 |
| (2) 経理の元帳・現金出納帳・預金出納帳 | 7年 |
| (3) 計算書類及び証拠書類 | 7年 |
| (4) 備品台帳 | 永久保存 |
| (5) その他の関係書類 | 5年 |

2 前項の帳簿等の保存期間は、帳簿等の閉鎖の日の属する事業年度の決算に関する定時総会の日の翌日から起算する。

3 帳簿等の保存期間の満了後、廃棄するときは、その帳簿等の明細を作成し、事前に会長の決済を受けるものとする。

第2章 金銭出納

(証拠書類の授受)

第10条 金銭の収納は、原則として、領収書その他の証拠書類を発行し、支払いについては、支払先から、領収書その他の証拠書類を受領するものとする。ただし、銀行等の振込みによる収納又は支

払いの場合は、取り扱い銀行等の領収書その他の証拠書類をもってこれに代えることができる。

(支出手続き)

第11条 協議会会計における支出は、委員長又は事業部会長が提出する別に定める「支出依頼書」に基づき、別に定める会計伝票で行うものとする。

2. 公民館会計における支出は、会計伝票で行い、館長の承認を要するものとする。ただし、一件5万円以上の支出については、事前に、別に定める「支出決裁書」を要する。人件費の支出については、会長の事前決済を要するものとする。

(前金払及び概算払)

第12条 経費の性質上又は業務運営上必要あるときは、前金払い又は概算払いすることができる。

(銀行等金融機関との取引)

第13条 銀行及びその他の金融機関と取引を開始し又は廃止するときは、理事会の承認を必要とする。

(余裕金の運用)

第14条 協議会会計及び公民館会計における業務運営上の余裕金は、金融機関に預金するものとする。

2 前項の預金の種類及び金額等については、理事会で決定する。

(手元現金)

第15条 会計担当理事は、公民館会計に、日々の現金支払いに充てるため、手元現金を置くことができる。

2 前項の手許現金の保有限度額は、原則として、20万円とし、その受払い及び保管は、会計担当理事があたる。

(残高照合)

第16条 会計担当理事は、毎日、現金出納締切後、その残高を、現金出納帳と照合しなければならない。

2 預金は、毎月末現在で、預金先金融機関の通帳等と、預金出納帳を照合しなければならない。

第3章 契約

(契約書の作成)

第17条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な内容を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、これに代わる書類をもって処理することができる。

(契約の締結)

第18条 契約の締結は、会長が行うものとする。

第4章 資産

(運用資産の管理)

第19条 会計担当理事は、備品台帳を備え付け、物件毎に、その取得年月日、種類等必要事項を記載するものとする。

2 会計担当理事は、毎事業年度末の資産の現状について調査を行い、備品台帳と照合しなければならない。

第5章 予算

(予算の執行と流用)

第20条 事業活動に伴う予算の執行は、委員会及び事業部会並びに公民館の年度事業計画の事業費の範囲内で行うものとする。

- 2 規約第78条第3項中「緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたとき」とは、年度事業計画に新たな事業項目を追加することをいうものとする。
- 3 前項の場合に要する予算は、理事会の承認により、予備費の残額の範囲内で流用することができる。ただし、その予算が、予備費の残額を超えると見込まれる場合は、事前に総会の承認を要するものとする。
- 4 予算書勘定科目の「目」において、予算の流用を行う必要が生じた場合は、会長の事前決済により、予備費から、その残額の範囲内で行うことができる。ただし、その流用額が予備費の残額を超える場合は、事前に総会の承認を要するものとする。
- 5 収入を伴う事業については、その事業の経費の総額から、その収入を控除した額を事業費とすることができるものとする。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第21条 この規程は、理事会の承認により改廃することができる。

附則

この規程は、平成21年11月14日から施行する。

この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。

公民館管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約（以下「規約」という。）第7章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）が、名張市の指定管理者制度により行う公民館の管理運営について、必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 公民館とは、桔梗が丘公民館及び桔梗が丘南公民館をいう。

第2章 管理運営

(管理運営)

第3条 公民館の管理運営は、社会教育法等の関係法令及び名張市公民館条例等並びに公民館指定管理者協定書等に基づき、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。

第3章 公民館館長

(館長の選出)

第4条 公民館館長（以下「館長」という。）は、桔梗が丘地区の住民で、社会教育及び公民館の運営に理解があり、事業に熱意のあることを条件に、公募及び推薦による応募者から、次条に規定する公民館館長選考委員会（以下「選考委員会」という。）で、館長候補者1名を決定する。

2 前項の館長候補者は、理事会の承認を得て、協議会の会長が、館長に任命する。

(選考委員会)

第5条 館長を選出する場合は、その都度、選考委員会を設置しなければならない。

2 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）の定数は、7名以内とし、協議会の会長が委員長となる。

3 選考委員は、公民館運営審議会委員及び公民館運営委員会委員並びに協議会理事等の中から協議会の会長が委嘱する。

4 選考委員の氏名は、理事会に報告しなければならない。

5 選考委員会については、別に定める。

(館長の責務)

第6条 館長は、社会教育法等の関係法令及び名張市公民館条例等並びに公民館指定管理者協定書等を遵守すると共に、公民館の社会的役割を認識し、地域の文化振興及び生涯学習等の適切な事業を行い、その責務を果たすものとする。

(館長の任期)

第7条 館長の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の限度は、原則2期とする。

(館長の勤務)

第8条 館長は、半日単位で週3日の勤務とする。

(館長の職務)

第9条 館長は、指定管理者制度の本旨に従い、公民館の施設管理及び業務全般を統括するものとする。

(館長の報酬)

第10条 館長の報酬は、理事会で定める。

(館長の解任)

第11条 館長として不適格と判断される状況が生じた場合は、協議会の会長は、公民館運営審議会に諮問するものとする。

2 協議会の会長は、公民館運営審議会の答申に基づき、理事会の承認を得て、館長を解任する事ができる。

3 前項の場合、公民館運営審議会及び理事会において、館長に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 公民館運営審議会

(目的)

第12条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は、公民館がその社会的役割を果たすため、公民館の運営方針等その基本的事項及び協議会と公民館との連携活動について審議し、協議会と館長及び職員が、認識を共有することを目的とする。

2 審議会は、必要に応じ、その審議の内容を、理事会に報告するものとする。

(委員の委嘱)

第13条 審議会委員の定数は、10名以内とし、協議会の会長が委嘱する。

(委員の任期)

第14条 審議会委員の任期については、規約第12条を準用する。

2 委員の再任は、妨げない。

(審議会の会長)

第15条 審議会の会長は、協議会の会長をもって充てる。

(審議会の招集)

第16条 審議会は、審議会の会長が招集し、その議長となる。

第5章 公民館運営委員会

(目的)

第17条 公民館運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、公民館の運営の適正を期するため、具体的な運営内容等について、別に定める「公民館運営委員会規則」により、館長の諮問に答申する他、意見を具申し又は建議することができる。

2 館長は、前項の答申及び意見は、これを尊重しなければならない。

(委員の委嘱)

第18条 委員の定数は、20名以内とし、館長が委嘱する。

2. 委員の構成は原則として次のとおりとする。

(1) 地域内に設置された保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表者1名(輪番制)

(2) 桔梗が丘自治連合協議会から若干名

(3) 公民館サークル参加者の中から若干名

(4) 公民館事務局代表

(5) 学識経験者の中から若干名

(6) その他館長が必要と認める者

3. 運営委員会は、次の役員を置くことができる。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

(3) 書記 1名

4. 運営委員会の役員は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

2. 委員の再任は、妨げない。

3. 任期満了前に退任した委員の補欠又は増員された委員の任期は、他の在任委員の任期の残任期間と同一とする。

(招集)

第20条 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第21条 協議会の会長は、この規程を改正又は廃止しようとする場合は、事前に館長と協議するものとする。

2 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成21年11月14日より施行する。

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。

桔梗が丘の人口と世帯数

平成23年4月1日現在

町名	世帯数	人口		
		総数	男性	女性
桔梗が丘1番町	294	645	302	343
桔梗が丘2番町	523	1294	611	683
桔梗が丘3番町	433	1016	456	560
桔梗が丘4番町	476	1130	525	605
桔梗が丘5番町	983	2480	1197	1283
桔梗が丘6番町	267	616	290	326
桔梗が丘7番町	272	616	286	330
桔梗が丘8番町	458	1121	534	587
桔梗が丘地区計	3706	8918	4201	4717
桔梗が丘南1番町	218	535	253	282
桔梗が丘南2番町	149	358	164	194
桔梗が丘南3番町	233	565	265	300
桔梗が丘南4番町	19	41	18	23
桔梗が丘南地区計	619	1499	700	799
桔梗が丘西1番町	143	398	197	201
桔梗が丘西2番町	118	355	172	183
桔梗が丘西3番町	317	988	476	512
桔梗が丘西4番町	214	646	312	334
桔梗が丘西5番町	106	322	162	160
桔梗が丘西6番町	192	587	294	293
桔梗が丘西7番町	103	325	165	160
桔梗が丘西地区計	1193	3621	1778	1843
合計	5518	14038	6679	7359

桔梗が丘自治連合協議会事務局（桔梗が丘公民館内）

名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

電話番号 0595-65-1206

メールアドレス info@kikyogaoka.jp

ホームページアドレス <http://www.kikyogaoka.jp/index.html>

桔梗が丘公民館ホームページアドレス

<http://www.emachi-nabari.jp/kikyou/kouminkan/index.html>

